

令和3年 生坂村議会

## 第4回定例会会議録

令和3年12月8日 開会

令和3年12月16日 閉会

生坂村議会



告示第14号

令和3年第4回生坂村議会定例会を次のとおり招集する。

令和3年12月2日

生坂村長 藤澤泰彦



記

1. 期 日 令和3年12月8日
2. 場 所 生坂村議会議場

○ 応招・不応招議員

応招議員（8名）

1番	望月一将君	2番	藤澤幸恵君
3番	藤原良司君	4番	望月典子君
5番	太田 讓君	6番	字引文威君
7番	平田勝章君	8番	吉澤弘迪君

不応招議員（なし）

令和3年第4回生坂村議会定例会（12月定例会）

1日目（12月8日）

- 事件案2件
  - ・建設工事請負変更契約の締結について（村道2級10号線 込地）
  - ・生坂村若者コミュニティーセンターの指定管理者の指定について
- 条例案1件
  - ・生坂村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 補正予算案7件
  - ・令和3年度 生坂村一般会計補正予算（第4号）
  - ・令和3年度 生坂村営バス特別会計補正予算（第2号）
  - ・令和3年度 生坂村福祉センター特別会計補正予算（第1号）
  - ・令和3年度 生坂村簡易水道特別会計補正予算（第2号）
  - ・令和3年度 生坂村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
  - ・令和3年度 生坂村農業集落排水特別会計補正予算（第1号）
  - ・令和3年度 生坂村介護保険特別会計補正予算（第1号）

総括質疑

議案の委員会付託

散会

・開会	7P
・理事者の挨拶・提案理由の説明	8P
・事件案の朗読説明	12P
・条例案の朗読説明	13P
・補正予算案の朗読説明	14P
・総括質疑	17P
・議案の委員会付託	17P
・散会	18P

令和 3 年第 4 回 生坂村議会定例会議事録

令和 3 年 12 月 8 日 午前 10 時 開議

【1 日目】 ◎議事日程

日程	議案番号	事 件 名
		開 会
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3	議案第 42 号	建設工事請負変更契約の締結について (村道 2 級 10 号線 込地)
4	議案第 43 号	生坂村若者コミュニティセンターの指定管理者の指定について
5	議案第 44 号	生坂村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
6	議案第 45 号	令和 3 年度生坂村一般会計補正予算 (第 4 号)
7	議案第 46 号	令和 3 年度生坂村営バス特別会計補正予算 (第 2 号)
8	議案第 47 号	令和 3 年度生坂村福祉センター特別会計補正予算 (第 1 号)
9	議案第 48 号	令和 3 年度生坂村簡易水道特別会計補正予算 (第 2 号)
10	議案第 49 号	令和 3 年度生坂村国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)
11	議案第 50 号	令和 3 年度生坂村農業集落排水特別会計補正予算 (第 1 号)
12	議案第 51 号	令和 3 年度生坂村介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)
13		総括質疑
14		議案の委員会付託
15		散 会

---

**出席議員（8名）**

1番	望月一将君	2番	藤澤幸恵君
3番	藤原良司君	4番	望月典子君
5番	太田 讓君	6番	字引文威君
7番	平田勝章君	8番	吉澤弘迪君

**欠席議員（なし）**

---

**地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名**

村 長	藤澤泰彦君	副 村 長	牛越宏通君
教 育 長	樋口雄一君	総務課長	藤澤正司君
住 民 課 長	眞島弘光君	振興課長	中山茂也君
健康福祉課長	松沢昌志君	教育次長	山本雅一君

---

**事務局職員出席者**

議会事務局長	平野公恵君	書 記	坂爪浩之君
--------	-------	-----	-------

---

◎村民憲章唱和（午前 10 時 00 分）

○議長（太田讓君） 起立。礼。おはようございます。

村民憲章を全員で行いますので、村章の方を向いてください。

「生坂村、村民は誇りと責任をもって、豊かな自然と歴史、伝統、文化を大切に、深いまごころが織りなす自治の郷をつくるため、力を合わせ郷土の発展を願い、五つの誓いからなる 生坂村村民憲章を制定しております。我々 生坂村議会は、これからも村民憲章の目標達成に向かって、全力で村づくりに努めてまいります。ここに、村民憲章を全員で唱和し、その決意を新たにしたいと思えます。」  
では、3 番藤原議員の後にご唱和をお願いします。

○3 番（藤原良司君） 朗読。

○議長（太田讓君） 着席してください。

---

開会 午前 10 時 02 分

◎開議及び開会の宣告

○議長（太田讓君） これより、令和 3 年第 4 回 生坂村議会定例会を開会します。  
本日の開議に先立ちまして申し上げます。

新型コロナウイルス等感染予防のため、マスクの着用と適宜に休憩をとり、換気を行いたいと思えます。寒い時季ではありますが、ご協力をお願いします。

これから、本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（太田讓君） 本日の議事日程は、お手元に配布してあるのとおりです。

---

◎諸般の報告

○議長（太田讓君） はじめに、ご報告事項を申し上げます。

議員派遣の件について、配布のとおり議員を派遣したのでご報告します。

また、監査委員から令和 3 年 10 月分に関する現金出納検査の監査報告書の提出がありました。議長室に置きましたのでご覧ください。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（太田讓君） 日程 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 125 条の規定により、6 番字引議員、7 番平田議員を指名します。

---

### ◎会期の決定

○議長（太田譲君） 日程2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から12月16日までの9日間にしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（太田譲君） 異議なしと認めます。よって会期は本日から12月16日までの9日間と決定しました。

---

### ◎提出議案の報告

○議長（太田譲君） ご報告します。本定例会に提出されている案件は、

議案第42号 建設工事請負変更契約の締結について（村道2級10号線 込地）

議案第43号 生坂村若者コミュニティセンターの指定管理者の指定について

議案第44号 生坂村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

議案第45号 令和3年度 生坂村一般会計補正予算（第4号）

議案第46号 令和3年度 生坂村営バス特別会計補正予算（第2号）

議案第47号 令和3年度 生坂村福祉センター特別会計補正予算（第1号）

議案第48号 令和3年度 生坂村簡易水道特別会計補正予算（第2号）

議案第49号 令和3年度 生坂村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第50号 令和3年度 生坂村農業集落排水特別会計補正予算（第1号）

議案第51号 令和3年度 生坂村介護保険特別会計補正予算（第1号）

の、事件案2件、条例案1件、補正予算案7件の計10件です。

---

### ◎村長挨拶・提案理由の説明

○議長（太田譲君） ここで理事者より提案理由の説明、並びに挨拶を求めます。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 皆さん、おはようございます。令和3年第4回議会12月定例会の開会に当たり、ご挨拶を申し上げます。議員各位に於かれましては、師走に入り大変ご繁忙の折、全員のご参集を賜り誠にありがとうございます。

平素は、村政運営に対しましてご指導、ご鞭撻をいただいておりますことに感謝を申し上げます。さて、南アフリカで報告され、世界で感染が急拡大しています、新型コロナウイルスの新たな変異株「オミクロン株」の特徴が

少しずつ明らかになってきました。感染力はデルタ株より強い恐れがある一方、軽症や無症状で済む傾向も指摘されております。ただ、新型コロナウイルスワクチンを2回接種した後に感染する「ブレークスルー感染」が目立つことも特徴だと言われております。そこで、当村の新型コロナウイルスワクチンの3回目接種につきましては、現在の予定として、ワクチンの配送は今月から順次配送される予定であり、村の集団接種は2月中旬頃から健康管理センターと一部デイサービスセンターで行う予定で進めております。また、2～3月に使用するワクチンの配分量は、ファイザー製55%と、モデルナ製45%となる見込みで、希望のワクチンが打てないこともありますので、ご理解とご協力をお願いする次第でございます。当村としましても、村民の皆さんに対して、引き続き新型コロナウイルスの感染防止対策などの情報を啓発しておりますが、村民の皆さんもマスクの着用、手洗い、三密回避など「新しい生活様式」に沿って暮らされることをお願いいたします。

政府は、新型コロナウイルスの影響を受けた人などへの支援策を盛り込んだ経済対策の裏付けとなる今年度の補正予算案を、6日召集された臨時国会に提出されました。補正予算案は、地方交付税交付金なども合わせた一般会計の総額が35兆9895億円に上り、補正予算としては過去最大でございます。主な施策では、18歳以下を対象とした一人当たり10万円相当の給付をはじめ、売り上げが大きく減った事業者に最大250万円を交付する支援策、経済安全保障の強化に向けて、半導体の製造拠点を国内整備を促すための基金の積立、看護や介護などの現場で働く人の収入の引き上げも盛り込んでおります。財源については、税収が当初の見込みを上回る分などを充てた上で、国債を追加で22兆580億円発行して補うため、今年度の新規の国債の発行額は65兆円を超える規模に膨らむとのことでもあります。当村としましては、新型コロナウイルス感染症対策などのために、地方創生臨時交付金が交付されますので、ウィズコロナ、アフターコロナを見据えた事業などに活用するように考えているところでございます。

次に、ホームタウンになっています松本山雅FCは、大変残念なことにJ3降格が決まり、来期はJ2復帰を目指して戦うことになりました。しかし今年度も、教育委員会では元気づくり支援金を活用して、松本山雅FCと連携し11月23日には、新型コロナウイルス感染防止対策を講じて「2021イクラン！！松本山雅FC」が、3km、5km、10kmの3種目のコースにおいて、村内外から150名ほどの参加により盛大に開催ができました。また、10月24日にはホームタウンデーとして山雅カレーを包んだ緑のおまんじゅうと灰焼きおやき、おいしん棒などを販売させていただき、11月30日には小学校に松本山雅FC交通安全かるたを寄贈させていただき、毎年度の保育園での山雅サッカー教室、松本山雅フィジカルトレーニングなどを行っていただき、生坂村の発信や活性化に結びついたと考えております。

2年度になります「山村活性化対策事業」は、今年度も新型コロナウイルス感染症の影響によるイベント中止を受け、計画通りに実施できませんでしたが、道

の駅いくさかの郷の農産物直売所は、4月から11月にかけて、8月だけが前年度対比で売上が減少しましたが、その他の月は売上増になりました。それは、毎月の特産市や各種セール、地元産の野菜や193カラットなどの出荷が増えたことに加え、今年度も193クーポンをはじめ生活応援商品券、いくさかマル得商品券などの発行、テレビやラジオのCMやSNSによる情報発信などにより、多くの方々にご利用いただいた成果だと考えております。

今月5日、日曜日には第21回ふるさとCM大賞の最終審査会が行われました。長野県内45市町村から94作品が寄せられ、20作品が最終審査に進み、その中に当村のいくさか大好き隊員の西野くんが作成した「犀川をかける」も入りました。すでに結果は、abnのニュースで報道されましたのでご存じかと思いますが、西野くんの作品が、見事にふるさとCM大賞の「最優秀賞」に輝きました。詳細は、お正月の3日午後4時半から、「abn長野朝日放送 開局30周年記念 第21回 abn・八十二ふるさとCM大賞 NAGANO」の特別番組で放送されます。また、CM大賞の副賞として、abn長野朝日放送にて1年間365回のCM放映と朝日放送の全国系列での放映権をいただきましたので、更に生坂村のことを多くの方に知っていただけると思うところでございます。

来年度の県の「地域発元気づくり支援金」事業の申請につきましては、各部署、各団体で検討をしていただいております。今年度も、松本地域の説明会が22日に松本合同庁舎講堂で開催され、松本地域振興局による事前相談会は、来年1月6日に開催されますので、新型コロナウイルス感染症の状況を加味し、議員各位も先頭に立っていただき、地区の取り組みを協働により進めていこうという事業の申請をお願いしたいと思っております。地区担当職員、担当部署もご相談を承りますので、お問い合わせいただきますようお願いいたします。

今月21日には、令和4年度予算編成会議を開催し、これまでの当初予算編成での取り組みを継続的に行うとともに、来年度も真に必要なとされる事業へ限られた財源を効果的に配分するものとして実施いたします。そして、「生坂村第6次総合計画」を村政運営の根幹にして、「いくさか村づくり計画」を実施計画として進め、第2期の「生坂村まち・ひと・しごと創生総合戦略」によっても、地方創生の各事業を実施してまいりたいと考えております。また、毎年度実施しています「村づくり計画」の更新策定作業も並行して進め、予算及び総合戦略を併せ相互に反映させて、村民の皆さんのための行財政運営を進めてまいります。そして、村民主役の村政運営に努め、安全安心で住み良い生坂村で有り続けるために、様々な課題に対して議員各位と検討協議をお願いしながら、課題解決に向けて方向付けをしているところでございます。

議員各位並びに村民の皆さんには、引き続き生坂創生のために、格別なるご支援ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

それでは、今議会定例会に提出させていただきました議案は、事件案2件、条例案1件、予算案7件の計10件であります。

議案第42号 建設工事請負変更契約の締結について

この議案は、令和元年度道路災害復旧工事、村道2級10号線込地の契約について変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び生坂村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第43号 生坂村若者コミュニティセンターの指定管理者の指定について

この議案は、生坂村若者コミュニティセンターの指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第44号 生坂村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について

この条例案は、関係法令の改正に伴い、関係部分の改正を行う条例の一部改正であります。

議案第45号 令和3年度生坂村一般会計補正予算【第4号】

この予算案は、既定額に94,667千円を追加し、総額を2,259,473千円とし、地方債の借入限度額を増額する補正予算であります。

主な内容は、歳入で国庫支出金59,204千円、繰越金9,123千円、村債11,500千円、寄附金36,150千円を増額し、繰入金23,762千円を減額するものです。歳出では、総務費38,896千円、民生費21,920千円、農林水産業費16,842千円、土木費5,196千円、公債費5,744千円を増額する補正であります。

議案第46号 令和3年度生坂村営バス特別会計補正予算【第2号】

この予算案は、既定額に805千円を追加し、総額を35,555千円とする補正予算であります。

主な内容は、歳入で繰越金805千円を増額し、歳出で運行費を795千円増額する補正であります。

議案第47号 令和3年度生坂村福祉センター特別会計補正予算【第1号】

この予算案は、既定額から3,369千円を減額し、総額を93,331千円とする補正予算であります。

主な内容は、歳入で使用料及び手数料12,000千円を減額し、繰入金8,617千円を増額し、歳出で経営管理費を3,369千円減額する補正であります。

議案第48号 令和3年度生坂村簡易水道特別会計補正予算【第2号】

この予算案は、既定額に1,836千円を追加し、総額を107,182千円とする補正予算であります。

主な内容は、歳入で繰越金548千円、諸収入746千円を増額し、歳出で経営管理費1,596千円を増額する補正であります。

議案第49号 令和3年度生坂村国民健康保険特別会計補正予算【第1号】

この予算案は、既定額に3,374千円を追加し、総額を270,474千円とする補正予算であります。

主な内容は、繰越金1,925千円、諸収入1,169千円を増額し、歳出で基金積立金1,784千円、諸支出金1,170千円を増額する補正であります。

議案第50号 令和3年度生坂村農業集落排水特別会計補正予算【第1号】

この予算案は、既定額に1,000千円を追加し、総額を89,700千円とする補正予算であります。

主な内容は、歳入で他会計繰入金587千円、繰越金311千円を増額し、歳出で経営管理費を1,000千円増額する補正であります。

議案第51号 令和3年度生坂村介護保険特別会計補正予算【第1号】

この予算案は、既定額に5,958千円を追加し、総額を313,358千円とする補正予算であります。

主な内容は、県支出金1,392千円、繰越金4,588千円を増額し、歳出では、諸支出金6,188千円を増額する補正であります。

以上の議案でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げ、挨拶並びに議案の説明といたします。

---

◎議案第42号

○議長（太田譲君） 日程3、議案第42号「建設工事請負変更契約の締結について（村道2級10号線込地）」を議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長（太田譲君） 振興課長。

○振興課長（中山茂也君） [振興課長 中山茂也君 朗読説明]

[要旨]これは現在村道の復旧工事を進めます込地地区の契約額につきまして、国の変更協議により追加補正分の事業費が確定しましたので、変更契約をお願いするものでございます。

○議長（太田譲君） 以上で、議案の朗読説明を終わります。

---

◎議案第43号

○議長（太田譲君） 次に日程4、議案第43号「生坂村若者コミュニティセンターの指定管理者の指定について」を議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） [総務課長 藤澤正司君 朗読説明]

[要旨]本議案につきましては、ラーメン店を営む SHONEN 合同会社より指定の申請があり、審査の結果、候補者として選定をいたしましたので、議会の議決をお願いするものでございます。指定の期間は 3 年間でございます。

○議長（太田譲君） 以上で、議案の朗読説明を終わります。

---

#### ◎議案第 44 号

○議長（太田譲君） 次に日程 5、議案第 44 号「生坂村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案」を議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○健康福祉課長（松沢昌志君） 議長。

○議長（太田譲君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（松沢昌志君） [健康福祉課長 松沢昌志君 登壇]

[改正点] この条例の改正は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法の一部の改正する法律の公布に伴います字句の改正と未就学児に係る被保険者均等割の軽減を追加するものであります。

軽減につきましては、6 歳までの未就学児に対して課する国民健康保険税の基礎課税額、後期高齢者支援金等課税等の被保険者均等割額について、世帯の所得に応じた減額後の金額に 2 分の 1、半額をさらに減額するものであります。

この条例は公布の日から施行となりますが軽減につきましては、令和 4 年 4 月 1 日から施行し、令和 4 年度以降の国民健康税について適用となります。令和 3 年度分までの国民健康保険税につきましては、従前の例によります。

○議長（太田譲君） 以上で、議案の朗読説明を終わります。

---

◎議案第 45 号

○議長（太田讓君） 次に日程 6、議案第 45 号「令和 3 年度生坂村一般会計補正予算（第 4 号）」を議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田讓君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） [総務課長 藤澤正司君 朗読説明]

○住民課長（真島弘光君） 議長。

○議長（太田讓君） 住民課長。

○住民課長（真島弘光君） [住民課長 真島弘光君 朗読説明]

○健康福祉課長（松沢昌志君） 議長。

○議長（太田讓君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（松沢昌志君） [健康福祉課長 松沢昌志君 朗読説明]

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長（太田讓君） 振興課長。

○振興課長（中山茂也君） [振興課長 中山茂也君 朗読説明]

○教育次長（山本雅一君） 議長。

○議長（太田讓君） 教育次長。

○教育次長（山本雅一君） [教育次長 山本雅一君 朗読説明]

○議長（太田讓君） 以上で、議案の朗読説明を終わります。

ここで開始から 1 時間が経過いたしましたので休憩、換気にしたいと思います。

再開は 11 時 20 分とします。

休憩 午前 11時 01分  
再開 午前 11時 17分

---

◎議案第46号

○議長（太田譲君） 再開します。次に日程7、議案第46号、令和3年度生坂村  
営バス特別会計補正予算（第2号）を議題にします。担当者の朗読説明を求めま  
す。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） [総務課長 藤澤正司君 朗読説明]

○議長（太田譲君） 以上で、議案の朗読説明を終わります。

---

◎議案第47号

○議長（太田譲君） 次に日程8、議案第47号、令和3年度生坂村福祉センター  
特別会計補正予算（第1号）を議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○住民課長（真島弘光君） 議長。

○議長（太田譲君） 住民課長。

○住民課長（真島弘光君） [住民課長 真島弘光君 朗読説明]

○議長（太田譲君） 以上で、議案の朗読説明を終わります。

---

◎議案第48号

○議長（太田譲君） 次に日程9、議案第48号、令和3年度生坂村簡易水道特別  
会計補正予算（第2号）を議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長（太田讓君） 振興課長。

○振興課長（中山茂也君） [振興課長 中山茂也君 朗読説明]

○議長（太田讓君） 以上で、議案の朗読説明を終わります。

---

#### ◎議案第49号

○議長（太田讓君） 次に日程10、議案第49号、令和3年度生坂村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○健康福祉課長（松沢昌志君） 議長。

○議長（太田讓君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（松沢昌志君） [健康福祉課長 松沢昌志君 朗読説明]

○議長（太田讓君） 以上で、議案の朗読説明を終わります。

---

#### ◎議案第50号

○議長（太田讓君） 次に日程11、議案第50号、令和3年度生坂村農業集落排水特別会計補正予算（第1号）を議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長（太田讓君） 振興課長。

○振興課長（中山茂也君） [振興課長 中山茂也君 朗読説明]

○議長（太田讓君） 以上で、議案の朗読説明を終わります。

---

### ◎議案第 51 号

○議長（太田讓君） 次に日程 12、議案第 51 号、令和 3 年度生坂村介護保険特別会計補正予算（第 1 号）を議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○健康福祉課長（松沢昌志君） 議長。

○議長（太田讓君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（松沢昌志君） [健康福祉課長 松沢昌志君 朗読説明]

○議長（太田讓君） 以上で、議案の朗読説明を終わります。

---

### ◎総括質疑

○議長（太田讓君） 日程 13、総括質疑に入ります。

議案第 42 号と議案第 43 号の事件案 2 件、議案第 44 号 条例案 1 件、議案第 45 号から議案第 51 号までの補正予算案 7 件、計 10 件について質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

○議長（太田讓君） 質疑はありませんか。

[声なし]

○議長（太田讓君） 質疑なしと認め、以上で総括質疑を終結します。

---

### ◎議案の委員会付託

○議長（太田讓君） 日程 14、議案審査のため各常任委員会に議案を付託したいと思います。議案第 42 号から議案第 51 号までの事件案 2 件、条例案 1 件、補正予算案 7 件、計 10 件について慎重審議を期するため、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（太田讓君） 異議なしと認めます。

よって、10 議案をそれぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

これより委員会付託案件表を配布いたしますので、しばらくお待ちください。

※事務局配布

---

◎散 会

○議長（太田讓君） 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

次の本会議は、明日9日、木曜日の午前10時から再開し一般質問を行います。

本日は、これで散会します。

この後13時から全員協議会を開催しますので、第3会議室へお集まりください。

○議長（太田讓君） 起立。礼。大変ご苦勞様でした。

〔散会 午前 11時55分〕

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和3年12月8日

議長        瓜田 讓

署名議員        宇引 文威

署名議員        平田 勝章

令和3年第4回 生坂村議会定例会議事録(12月定例会)

2日目 (12月9日)

- ・開議の宣告
- ・会議録署名議員の指名
- ・一般質問 6人
- ・散会

・一般質問 3P

藤澤幸恵議員 ..... 3P

藤原良司議員 ..... 12P

平田勝章議員 ..... 22P

字引文威議員 ..... 31P

望月一将議員 ..... 39P

望月典子議員 ..... 44P

・散会の宣告 50P

令和3年第4回 生坂村議会定例会

令和3年12月9日 午前10時 再開

【2日目】◎議事日程

日程	議案番号	事 件 名
		再 開
1		会議録署名議員の指名
2		一般質問
		散 会

出席議員(8名)

1番 望月一将君                      2番 藤澤幸恵君  
3番 藤原良司君                      4番 望月典子君  
5番 太田讓君                         6番 字引文威君  
7番 平田勝章君                      8番 吉澤弘迪君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 藤澤泰彦君                      副 村 長 牛越宏通君  
教 育 長 樋口雄一君                      総 務 課 長 藤澤正司君  
住 民 課 長 眞島弘光君                      振 興 課 長 中山茂也君  
健康福祉課長 松沢昌志君                      教 育 次 長 山本雅一君

事務局職員出席者

議会事務局長 平野公恵君                      書 記 坂爪浩之君

◎開議の宣告

○議長(太田讓君) 起立。礼。着席してください。

これより、令和 3 年第 4 回 生坂村議会定例会を再開します。本日の会議に先立ちまして申し上げます。新型コロナウイルス等 感染予防のため、マスクの着用と、適宜に休憩をとり、換気を行いたいと思いますので、ご協力をお願いします。

これから、本日の会議を開きます。

---

◎報 告

○議長(太田讓君) はじめに、報告事項を申し上げます。

議席の変更で、5 番と 6 番の議席を入れ替えましたので、ご報告申し上げます。

---

◎議事日程の報告

○議長(太田讓君) 本日の議事日程は、配布してあるとおりです。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長(太田讓君) 日程 1、会議録署名議員の指名を行います。会議規則第 125 条の規定により、8 番 吉澤議員、1 番望月一将議員を指名します。

---

◎一般質問

○議長(太田讓君) 日程 2、一般質問を行います。一般質問通告者は 6 名です。

順番に発言を許可します。

○議長(太田讓君) 2 番、藤澤議員。

○2 番(藤澤幸恵君) 議長。

○議長(太田讓君) 藤澤議員。

○2 番(藤澤幸恵君) 2 番、議員の藤澤幸恵です。通告に基づき質問を行います。今回は生坂村消防団についてと生坂マル得商品券の販売についての 2 点について質問をいたします。

最初に生坂村消防団についてですが、消防団は火災の発生に加え、大規模な地震や集中豪雨による災害時の対応も重要になってきております。消防団の役割が多様化する中、サラリーマン世帯の増加や少子高齢化などから地域防災力の重要な担い手である消防団員の確保が、年々難しくなっており、生坂村消防団では、令和 2 年度より出勤率 7 割を超える団員に対し、村内で使える生坂村消防団応援商品券 2 万円分を贈呈。また、出勤手当の個人支給で隊員の確保と出勤率を上げる取り組みをしてい

ます。そこで二つの質問をします。

生坂村消防団の現在の状況、消防団員確保、女性団員も含め、や出勤率向上の対策の成果についてと今後の課題、対策等の考えについてお聞きします。

最初に生坂村消防団の現在の状況、消防団員確保や出勤率向上の対策の成果について説明を求め、最初の質問といたします。

○総務課長(藤澤正司君) 議長。

○議長(太田讓君) 総務課長。

○総務課長(藤澤正司君) それでは2番藤沢議員のご質問にお答えをいたします。

生坂村消防団についての質問の中の、消防団の現在の状況、団員確保や出勤率向上対策の成果についてのお尋ねでございます。消防団の確保は全国的な課題となっており、総務省消防庁の消防団員の処遇等に関する検討会の最終報告書によれば、全国の消防団員数は、平成30年度から2年連続で1万以上減少し、令和2年4月1日現在で81万8000人余となっており、消防団員の減少が危機的な状況とされています。そして消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律では、消防団は将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在であると明記がされております。本村、消防団におきましても、直近の火災、風水害の対応を見ますと、本年2月に発生した昭津区下の田地籍での建物火災、8月の記録的な大雨では、水防法に基づく水防巡視や内水排水作業、土のう積み等を行っていただいているところであり、多岐にわたる消防防災活動にご尽力いただいていることに改めて感謝を申し上げます。

村消防団の現状につきましては、令和3年4月1日現在で、条例定数120名に対し116名の実団員で活動をしております。消防団員数について過去10年の推移を見ますと、平成24年4月1日では162名であったのに対し、令和3年4月1日時点では116名と46名の減少となっており、率にして28.4%の減少となっております。平成27年4月1日に生坂村消防団の定数任免、給与、服務等に関する条例の改正により、定員数を155名から現在の120名に減らし、いわゆる幽霊団員と活動実態のない団員を一括整理していることから、一概に実働団員数が減少したということではありませんが、やはり全国の例に漏れず、当村も消防団員数が減少している状況であります。在籍消防団員の年齢層について申し上げます。現在の消防団員の平均年齢は39.84歳となっております。消防団員を年齢別に見ますと、一番多い世代が40代で52名、続いて30代で34名、20代で18名となっております。団員総数に対して、40代の団員が占める割合は44.83%、35歳以上の占める割合は71.55%となります。20代の団員の占める割合は15.52%ということで、やはり全国の例と同様に、若い世代、特に20代の団員が少なく、在職団員が高齢化しているという現状でございます。

女性消防団員につきましては平成20年に初めての女性消防団員、藤沢議員が第1号かと承知をしておりますが入団しており、以降、役場職員が主となりますが、随時入団しており、令和3年4月1日現在で、5名が在職をしております。女性消防団については、全員本部に在籍しており、毎月の本部広報や訓練、各種式典の準備運営等の活動をしていただいております。

村では議員が申しあげました通り、出勤率向上の一策として、昨年度より出勤率70%以上の団員に対し、生坂村消防団応援商品券と銘打ち、商工会の御協力のもとやまなみ荘やいくさかの郷、村内各事業所で使える商品券を発行しており、74名に支給をいたしました。

また市町村振興宝くじサマージャンボですが、の収益金を財源としている公益財団法人長野県市町村振興協会の地域活動助成事業を活用し、以前より消防団より要望のあった防寒衣を整備し、出動状況を考慮しながら支給し、令和4年度にも引き続き整備をしていく予定としております。

本年度より総務省消防庁の指針に従い、出動に応じて支払われる、いわゆる出動報酬をこれまでの分団への支給から個人への支給へ移行しており、団員の処遇改善を進めております。直近の出動率向上のための施策は以上になりますが、消防団応援商品券の発行や出動報酬の支払いの変更等の取り組みにつきましては、始めて間もない本年度始めたものもありますし、その成果については今後検証を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○2番(藤澤幸恵君) 議長。

○議長(太田譲君) 藤澤議員。

○2番(藤澤幸恵君) では、再質問をいたします。出動率の件なんですけれど、その出動率を出すための内容と件数はどのくらいあるのか、あと昨年度の出動率70%以上の団員数は74名ですが、残り42名の出動率もしくは、昨年度の全体の出動率は何%くらいあったのか、それから、もし出動率に向けての目標値等あればお聞きしたいと思います。

○総務課長(藤澤正司君) 議長。

○議長(太田譲君) 総務課長。

○総務課長(藤澤正司君) 出動率に関するご質問でございます。出動率の算出をする際の分母となる母数につきましては、式典・作業・訓練などで災害は含まれておりません。これは災害は急に起こるものですから、そこまで入れてしまうとなかなか難しい。ですので、日程がある程度把握できて事前に日程等を調整できるものについて、分母としており、15の行事を選定しておりますが、団員の階級ですとか分団ごとにその内容が違う場合がございますので、全ての団員について母数が同じではないという事をご理解いただきたいと思います。

で、70%以上の74名以外の者の出動率については細かくは把握しておりませんが、団全体での出動率は63%であるということで承知をしております。また目標についてでございますが、具体的な消防団の出動率に関する公表している目標値としては、第6次総合計画の総合訓練出動率でございます。これは策定時は、総合訓練出動率は50%で目標値の令和11年の目標値は55%としてございます。

昨年、今年と消防団の総合訓練はコロナ禍で実施はしておりませんので、総合訓練のという位置での数値はわかりませんが、先日開催をいたしました明科消防署との中継送水合同訓練では70名が参加し60%の出動率であったこと。また団全体の平均の出動率が63%であること。70%で商品券を交付しているということなどから、全団員に交付をしていきたいということもございまして、各行事で70%に近づけていけるよう、村としては処遇改善を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○2番(藤澤幸恵君) 議長。

○議長(太田譲君) 藤澤議員。

○2番(藤澤幸恵君) ありがとうございます。それから現在の条例定数についてなんですけれども120名ということになっていますがその定数については今後、将来的なことも含め妥当な人数なのか、団員が

減少していること、団員の高齢化、団員確保が難しい状況の中で、現在の消防団の定数についての考えをお聞きしたいと思います。

○総務課長(藤澤正司君) 議長。

○議長(太田譲君) 総務課長。

○総務課長(藤澤正司君) 団員の条例定数についてのお尋ねでございます。団員の条例定数は現在120名ということでございます。先ほども若干申し上げましたが、今後出動報酬は今年からですが、団員報酬の支給につきましても、考えていかなければならないというところで活動実態のない団員については、整理をしていかなければならないということで、現在各分団に実態を確認をしていただいているところでございます。その結果によっては実人員に近づける条例改正も必要となることもあるかというふうに認識をしております。以上でございます。

○2番(藤澤幸恵君) 議長。

○議長(太田譲君) 藤澤議員。

○2番(藤澤幸恵君) 現在の団の状況についてはわかりました。次に今後の課題対策等の考えについてお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします

○総務課長(藤澤正司君) 議長。

○議長(太田譲君) 総務課長。

○総務課長(藤澤正司君) 消防団の今後の課題等についてのお尋ねでございます。

消防団は、地域防災力の中核として、欠くことのできない存在ではありますが、先ほども申し上げました通り、全国的にもその数が減少を続け、特に若い世代の団員確保が喫緊の課題となっております。先ほども申し上げました通り、村消防団も若い世代の団員が少なく、在職団員も高齢化してきており、団員の平均年齢が40歳に達することも間近となってきております。消防機械器具の性能の向上により、その取り扱いにも精通している団員が減少していることに併せ、例年であれば開催していた各種訓練等もコロナ禍で十分行えていない状況でございます。

現在は感染状況も落ち着いてきたということで、先ほども申し上げました11月28日には明科消防署と消防団の中継送水合同訓練を実施し消防団からは70名の参加がありました。こうした訓練を重ねることで、火災や自然災害発生時には、災害現場で活動できる団員の確保は重要であり、欠かすことはできません。国・県、それから松本消防協会でも、それぞれの立場でPRに努めていただいております。同時に団員の処遇改善を図るよう求められています。

村では本年度より出動報酬を個人支払いとしましたが、個々の出動とは別に、消防団に対し、年額で支払われる団員報酬につきましても国の指針を念頭に改正を行い、令和4年4月からの個人支給に向け、内部調整を進めていることで、団員の処遇改善に努め、装備等も充実を図っていきます。また女性消防団員も含めた団員確保に向け、住民の皆様にも消防団活動について正しくご理解をいただく取り組みを行っていきたいと考えております。

今後も分団長会議等で消防団との話し合いを続け、日頃よりご労苦をいただいている消防団員の皆様に報いる施策を研究し、団員の確保と出勤率向上に繋がるよう努めてまいりたいと考えております。以

上でございます。

○2番(藤澤幸恵君) 議長。

○議長(太田譲君) 藤澤議員。

○2番(藤澤幸恵君) 再質問をいたします。今後の課題として若い世代の団員が少ない、在職団員の高齢化等いろいろあるんですが、消防団に報いる施策を検討し、団員確保、団員の確保と出勤率向上に繋げるとの回答ですが、訓練の実施という面で大会参加のための訓練をどのように考えるか、また住民への理解を得る取り組みとは具体的にどのようなことか、消防団との話し合いで消防団員に報いる施策の研究の中で、団員になりたくない理由、こうなれば入団してもらえるとといった調査と対応が必要だと考えますがこの内容についてお聞きします。

○総務課長(藤沢正司君) 議長。

○議長(太田譲君) 総務課長。

○総務課長(藤沢正司君) はい。再質問でございますが、まず大会に向けてのご質問でございますが、大会に向けてでございますけれどもこれは消防協会で決められていくということで、県大会、それから松本消防協会の大会は現状を続けていくという方針で伺っております。

ただ、その参加の方法については各消防団の中でも検討をして、その参加するしないについても検討の余地があるとの協会側からのご意見を伺っておりますので、その辺につきましてはまた消防団の中でも検討をして参加に向けて、協議をしてみたいと考えております。

それから消防団に入らない理由といいますかその辺につきましては、そういった調査が必要ということでもございますけれども、過去に調査をした経過があるようでございますので、その辺の結果もちょっと私今手元になくちゃいけないんですが、結果も踏まえて、また消防団の皆様のご意見も分団長会議等でも確認をして、できるだけ入っていただくような方法をとっていきたいと思います。で、団員とのお話の中では消防団員となって地域や地域の方との繋がりができてとても良かったと、そういったご意見も伺っておりますので、地域に溶け込むとそういった意味からも、消防団員がその足がかりになる場合もありますので、ぜひ消防団に入団をしていただくようまた取り組みを進めてまいりたいと考えております。以上です。

○2番(藤澤幸恵君) 議長。

○議長(太田譲君) 藤澤議員。

○2番(藤澤幸恵君) そうですね。団員の中で、消防団の中でアンケートを実施されたことがあるんですけども、やはり、どの他所の消防団においても、やはりその団員の負担になる部分として、大会での大会に向けての練習訓練、そういったものが負担になっているという意見がもうとにかく一番多いというように私も話の中で聞いていて感じています。

ただ、ポンプ等を扱うためにはやはり日頃、操作方法などをきっちり1回ではとてもじゃないですけども、覚えられないので、今までは、大会に参加することで何度もそういったことを練習して、経験者が今先頭に立って火災の際には人数を出すっていうことができているのでそうそういう部分でも大事ななというふうに感じる場所もあり、ありますし、ただその大会に出場するにあたって、する、することになったら、今までとは違う、目的というか、上位を狙うとかそういうことではなくて、参加することで参加することの意義と

プラス練習の日程と考えたちょっと配慮をしてもらえると、団員も納得していただけるのかなあというふう  
に考えます。

それから住民の消防団のイメージを変えるということ、消防団活動について正しく理解をしていただく  
ということが一番のポイントだと私は考えています。やはり何十年か前の消防団のイメージとして、よく耳  
にするのは、消防の活動をしているのか、飲み会をしてるのかわからないというような、それが一番よく耳  
にするイメージなんです。今でも勧誘の際にうちの息子は酒が飲めないから駄目だとか言われるお宅  
もあるそうです。やっぱり消防団員の確保には防災に関心のある人、それから消防団に興味を持った人  
などに対して、消防団とは何なのか、なぜ必要なのかどのような活動をしているのか、入団するにはどう  
すればいいのかといった情報を常に村民の皆様が見れる状態にすることが大事だと思うので、消防団の  
ホームページの作成、また若い世代に向けては、よその団ではインスタグラムで自分たちの活動を載せて  
投稿しているところもあるあるので、そういったこともしていくべきだと思いますが、その辺に関してはいか  
がでしょうか。

○総務課長(藤沢正司君) 議長。

○議長(太田譲君) 総務課長。

○総務課長(藤沢正司君) 消防団員の入団に対する様々なあのご提案をいただきました。議員おっしゃら  
れる通り消防団への入団に団員の皆さんがお願いに行ってもなかなか断られることが多いと、そのお話  
の中で出てくるのは、消防団に対するイメージがどうしても良いものではないというイメージをお持ちの方、  
それも過去に消防団に入っていたお宅でもそういうイメージを持たれたということで承知をしております。  
そのためにも村民の皆様にも消防団活動の内容正しく伝える必要があったかと思いますが、そうした意味  
ではこれまでの活動は十分ではなかったのかなというふうにも考えられます。ホームページの作成ですと  
かSNSの活用もそういったものも、ぜひ団員のそういったことに詳しい方には、取り込めるような形で願  
いをしていきたいと思っておりますし、それぞれ議員も消防団でございまして、ご協力をいただければという  
ふうにあります。

○2番(藤澤幸恵君) 議長。

○議長(太田譲君) 藤澤議員。

○2番(藤澤幸恵君) 団員を確保するための効果的な方策としてサラリーマン団員の比率が高くなり、地  
域防災力の低下が懸念されている状況下において、消防団の役割を果たしていくためには地域に密着  
して生活し、地域コミュニティの結びつきといった観点から女性消防団の入団を促進することが重要で  
あるとも考えますが、現在所在している5名の消防団員は、私1名、その他の4名は役場の職員さんとい  
うことになるんですけども、今後、一般の村民から女性消防団員の入団を促進していくということが、  
団員の団員数の確保等に良い方向に向かっていくのではないかなというふうにも考えますが、その点につ  
いてはいかがでしょうか。

○総務課長(藤沢正司君) 議長。

○議長(太田譲君) 総務課長。

○総務課長(藤沢正司君) はい。女性消防団員の確保についてのお話でございます。

女性消防団員につきましては、特に女性の方が男性より村内にいる、昼間村内にいる方が割合が高く災害が発生した際には、頼りになる方々というふうな認識であります。また女性であっても、男性の消防団員と協力して消火活動の一端を担うことは可能であるかなというふうに思います。

また各種講習会や講習会ですね、救命救急講習ですとか、応急手当講習などを受けていただくことで、家庭や地域でも役立つと、そういったこともございます。また安曇野市、先日新聞の方にも出ておりましたが、安曇野市では女性消防隊として隊長を置いて活動していると、そういった記事も出ておりました。

現在本部での活動をしてをいただいておりますが、特別な隊を置いて活動をしていくということも活動しやすい方向なのかなという、記事を読んで感想を持ったところであります。消防隊、女性消防隊、消防団員を採用任命するに当たっては、また女性ならではの観点からの設備ですとか整備するものも必要になってくるかと思えます。そういった経費もかかる部分もございます。そういったことも考慮しなければなりませんし、これまでも一般の村民の皆様にも、女性消防団になっていただきたいというそういった広報も少なかつたかと思うんですが、女性消防団、女性の方で消防団員に興味がある方はぜひ入団していただければという取り組みと一緒に考えていただければと思います。以上でございます。

○2番(藤澤幸恵君) 議長。

○議長(太田譲君) 藤澤議員。

○2番(藤澤幸恵君) 私も女性消防団員の長野県女性消防団活性化会議というものがあつたんですが、その最初の会議の人員に選ばれてというか、松本消防協会の代表として活性化会議の中に参加させていただいたことがあるんですけども、やはりよその消防団、女性消防団大勢活躍していらっしゃいます。で、ただその中でやはり女性消防団員入団するという決断をいただくときには、本当に使命感を持ってやる気があって入っていただく方がほとんどです。その中で活動していく中で、例えば消防団の女性消防団がする役割だとか活動内容等が、きちんと示されていないと消防団に入ったけれども、何をしてるのかわからないとか、もっとああしたい、こうしたいというような意見が出ていたり、問題を抱えている女性消防団の分団や隊もあるということを知りました。生坂村においては、私の主観ですけれども、女性消防団員にこういうことをしますのでぜひ入団して地域のために、役に立ってほしいということ、また自分の何て言うんですかね、家庭と仕事だけではない、またちょっと一つ違った場所に女性の方が出ることによって、本人たちにもいい事が必ずあるというふうに、女性目線からすると、そのように感じるところもあるので、団員の確保っていうのは私の考えだと、それほど困難ではないというふうに思っていますので、ぜひこういうことは早い方がいいですので、本来に来年度に向けて女性消防団員の入団を促進していくような活動というものを、ぜひ具体化して、やっていただきたいというふうに思います。

で、それからですね、消防団員に対する処遇改善等はいろいろ検討されているんですけども、やはり、消防団員が消防、消防活動に出たいけるっていうのは、それを送り出す家族が必ず後ろにいて、そういった方たちの理解や協力もないとできないことというふうに思っています。なので、団員だけに対する処遇改善だけではなく家族の方に対しても感謝の気持ちを、日頃の感謝の気持ちを表すような取り組みもしていかなければいけないのかなというふうに思います。そうしたことでもっと理解をしていただいて、男性の方がより家庭から消防活動に出やすい環境を作るといこともできると思うので、そういったような取り組みも今後していった方がいいのかなというふうに思います。例えば家庭を守っているお母さん方に感謝状のようなものや、お花の贈呈などすると喜ばれるんじゃないかなというふうに思います。私が家において

旦那さんの留守を子供たちと留守をしている状態だったら、そんなようなことをしてもらえたら、何かとてもいい気持ちになるなというふうに思うので、本当にそのちょっとしたことでいいんですが、そういった気持ちを表わすようなことをしていくことも検討していただけたらなと思います。消防団に関しては以上になります。

それでは次の質問に移ります。生坂マル得商品券の販売についてお聞きします。今年度は7月に新型コロナウイルス感染症対策のために生坂マル得商品券の販売がありました。また10月には県の補助金と一般財源を使い追加販売も行いました。村内商工業者の女性と村民の生活を継続的に支援するため、プレミアム率は5割ということで大変お得なものとなり、購入を希望する村民も増えてきていると感じました。今回の追加販売の財源は、県の特別警報に発出市町村等事業者支援交付金ということで、商品券の追加販売をして村内業者の応援をするものですが、一方では商品券を購入したかったができなかったという声も聞こえました。一人当たりの購入限度数、購入方法も含めた平等性をどのように捉えていますか。振興課長にお伺いします。

○振興課長(中山茂也君) 議長。

○議長(太田讓君) 振興課長。

○振興課長(中山茂也君) 2番藤沢議員のご質問にお答えいたします。

生坂マル得商品券発行事業は付加価値をつけた商品券を発行することで消費意欲を喚起し、地元の消費拡大と地域経済の活性化を図る目的に、これまで実施してまいりました。

こうした中、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受けまして、村内事業者や村民の生活支援、また、村内各種行事、イベント事業の中止を受けまして、その代替事業として、これまでよりもプレミアム率を3割、発行数を2倍に引き上げまして、生坂マル得商品券スーパープレミアムとして発行総額3000万円で実施をし、後に500セットの追加販売を行いました。

今年度につきましても、長引く新型コロナウイルス感染症の影響から、藤沢議員ご指摘の通り、特に問題点等もなかったことから前年と同様の事業内容として実施したところです。商品券の一人当たりの購入限度数、購入方法の考え方についてのご質問でございますがこの度の追加販売分500セットの販売につきましては昨年の追加販売の発売日が金曜日で翌日土曜日に早々に完売となってしまったことから週末での販売を望む声が商工会へ寄せられておりました。そのため今回は多くの方が、購入しやすいように初めて土曜日の発売として10月30日土曜日の午前10時から販売を開始しましたところ、午後12時40分に完売となったところです。

また購入限度数につきましても、通常の販売分ではお一人3セット、ご家族では15セットまでとしておりますが、追加分ではお1人2セットまで、ご家族6セットまでとしまして、多くの方にご購入いただけるようにいたしましたところです。

ご指摘の通り、今年度の追加分については発売から2時間40分で完売となりまして、その人気の高さや土曜日の発売としたことが要因と考えておりますが、あまりにも早い完売に購入できなかった方もいらっしゃると思います。購入方法も含めた平等性をどのように捉えているかのご質問についてでございます。販売にあたりましては、一定期間、広報等を通じて村民の皆様にお知らせをし、代理者の購入も可能としておりますので、ご購入いただくことはそれほど難しくないと考えておりますが、販売方法につきましては今後商工会とも協議しながら、よりよい方法について検討してまいりたいと考えます。

以上答弁いたします。

○2番(藤澤幸恵君) 議長。

○議長(太田譲君) 藤澤議員。

○2番(藤澤幸恵君) 今回は多くの方が購入しやすいように、土曜日の販売として販売をし、購入限度については通常の販売分では一人3セット、家族15セットまでを追加分では一人2セット、家族6セットまでとし、多くの方に購入できるようにした。販売にあたっての平等性については、一定期間、広報等を通じて村民に知らせ、代理者の購入も可能としているので、購入することは難しくないと考えが、販売方法については今後商工会とも協議しながら良い方法について検討するとの回答ですが、追加販売についての考えについて住民に対する平等性という観点から、通常販売で購入できなかった人に対する配慮という観点での対応は考えておられましたでしょうか。

○振興課長(中山茂也君) 議長。

○議長(太田譲君) 振興課長。

○振興課長(中山茂也君) お答えをいたします。再質問いただきました購入できなかった方への販売について考えたかということでございます。当初、7月に2セットを販売しまして販売するのに、7月の27日から販売をいたしまして、5日間かかりまして7月31日に2000セットが完売をいたしました。

これにつきましては、5日間の火曜日から土曜日になりますが、5日間を要したということで、購入が希望する方ございましたら、それほど購入するには難しくなかったかなというふうに考えておりました。そして、追加販売でございますが要望に応じまして、土曜日の発売をさせていただいたところですが、こちらにつきましては、説明した通り早々に完売をしてしまったということでございます。こうしたことから今後、そういったご意見もこちらに届いておりますので、内容等について、先ほども述べましたが、商工会と連携をしまして、セット割、すいませんセット数の考え方ですとか、あと、プレミアム率についてですとか、販売の方法につきまして、再度検討してまいりたいと考えます。以上、答弁いたします。

○2番(藤澤幸恵君) 議長。

○議長(太田譲君) 藤澤議員。

○2番(藤澤幸恵君) やはり一つの家庭で限度額まで購入しようというふうに考えると、まとまったお金が必要になります。事業者側にとっては、完売していただいて使用していただけることが大変ありがたいことなんですけれども、消費者、住民の生活支援ということに対しては、やはりまとまったお金を、特に所得の少ない方だとか、家族の多い方等、消費の多い家庭においては、やはりまとまった金額を短期間で用意するというのも難しいと考えられます。

周知の仕方も、広報等また全戸配布等でお知らせをしておるんですが、やはりなんていうんですかね、議会でもそうなんですけれども、情報を提供する側はこれで良しとしてやっているわけですが、なかなか村民の皆様がそれを把握するか、見るかという、そういったこともなかなか難しく、知らなかったって人も中にはいらっしゃいます。もし出来ることならもう少し長い期間等を設けていただいて、何度もずっと何度も通知を通知というか、広報するとか、そういったことで、対処するしかないのかなというふうに私も考えております。また、他の市町村自治体では、もう配ってしまう、販売じゃなくて、もう世帯にお渡ししてし

まうというところもあるんですけども、やはりその使用用途でうちは要らないとか、そういった家庭もありますのでそれは難しいとして、生坂村では商品の購入には事前に全戸配布した何て言うんですかね、商品券の申込書が全戸配布で来てると思うんですが、それを受付が密になるのを防ぐための対応として、その申込書を全戸配布にしたんですが、その申込書を予約書代わりというか、そういうものにあてて、例えば本当にフルタイムで仕事をしている人はその販売の時間内にその場所に行くこととか、他の人に代理で頼むということもできるんですが、なかなかそういったことも難しいということで、それを予約権という形で使ってみるのもどうかという気もします。で、残った部分を当日販売に充てるというような方法も一つあるかなとは思いますが、私の方ではそんな案をちょっと提案してみたいと思います。

いろいろ、平等性とかそういったことを考えると全村民にということは大変難しいんですけどもいろいろなあの状況の方いらっしゃいますので、難しいんですけどもできるだけこちら側が誠意を見せることが村民の理解に繋がっていくことだと思っておりますので、ぜひ検討よろしくお願いたします。

以上で私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長(太田譲君) ここで1時間が経過しようとなりますので、換気のため休憩をとります。再開は11時8分とします。すいません刻みました。

---

休憩 午前 10時 52分

再開 午前 11時 08分

---

○議長(太田譲君) 次に、3番、藤原議員。

○3番(藤原良司君) 議長。

○議長(太田譲君) 藤原議員。

○3番(藤原良司君) 3番藤原良司です。通告に基づき2件の一般質問をいたします。

まず、公社補助金と事業は関連がございますので、一件として質問いたします。私は9月一般質問において、はるかぜが介護保険計画シミュレーションより通所者の現状が少ないため、社協に不足する経費を交付してはどうかと質問しました。これに対し、村長は社協は法人であり、企業努力により全体で対応すべきで現状では、村が不足経費を負担するつもりはないと答弁いたしました。また、副村長は高齢の従業員の中に大勢の高齢者がいる。このような状況の中で、社協の会長、事務局長と副村長、健康福祉課長の4者で検討していると答弁しました。また、つまり高齢者の就業に圧力をかけていることがうかがわれます。

一方、農業公社には特産に60代の方が10名、60代以上の方が19名いるということで、そこに人件費を含め、農業公社令和2年度、正味財産増減計算書では、村から補助金3752万7000円を受け入れております。委託事業とすべき事業費もあるようですが会計事務所の指導で、公益事業として補助金にしている分もあると公社理事長への問い合わせで、回答がありました。税務署への問い合わせでは、事業によっては消費税の対象になるものもあるとの一般回答がありました。社協への委託事業では、消費税の対象になっています。この辺り疑問は残りますが、専門家の指導ということですので、問題は

ないものと考えております。

しかし、生坂村の関与する法人としては同じ公益法人であり、どう考えてもダブルスタンダードに感じられますが、この差はどのようなものなのか、また公社は、農地流動化と特産品開発事業があり特産品部ではおやき、まんじゅう、梅漬けなどですが、クッキーや食堂では新しいメニューも開発されています。しかし、農地流動化では、発足時からブドウ栽培と作りやすい農地の受託耕作と、変わりばえしておりません。これは、役場のオービーと派遣職員という大きな変化を望まない経営陣によるものではないかと考えています。すいません、私は考えております。大きな補助金を出して実質的経営をされている村長はどのように考えておりますか。以上、1件目の質問といたします。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) それでは3番藤原議員の農業公社に対する補助金と、その事業内容についてという質問で、村が関与する社会福祉法人生坂村社会福祉協議会と公益財団法人生坂村農業公社について、ダブルスタンダードに感じられる、この差はどのようなものなのかということですが、生坂村社会福祉協議会へは、村からの補助金と受託事業を合わせ、令和2年度決算で8事業、3781万2000円を支出しており、生坂村農業公社へは公益事業関係7事業3700万527000円を支出しております。生坂村社会福祉協議会は介護事業および高齢者福祉事業担う法人として、生坂村農業公社は、農業振興および産業振興を担う法人として生坂村の村政運営に必要な法人であり、不公平なく考えているところでございます。

なお、平成22年度に農業公社の特産品開発事業について赤字が生じたときも、村からの赤字額の補填は行わずに対応するとともに、企業努力により、23年度以降は運営内容の健全化を行うように依頼をさせていただいております。運営面においても生坂村農業公社は私が評議員として、社会福祉協議会は、副村長が理事として重要な施設の上に経営基盤を健全化していくために取り組んでいるところでございます。そして農業公社の運営状況としましては、公益目的事業として、農地保有合理化事業で、農地の賃貸、農地の管理、農作業の受託、農業技術研修を実施し、都市住民との交流事業、農村公園の管理事業、体験事業、ボランティア事業、農産物加工施設の維持管理事業を実施しており、この事業に村からの補助金を充てております。収益目的事業としては、特産品開発事業、販路拡大事業、かあさん家の運営を実施しており、その事業は特産品製造販売収入で賄っております。各事業の実施状況につきましては、平成23年度に比較し、令和2年度実績で農地の中間管理事業の実施面積911アールで91アールの増、農作業受託の水田作業は590アールで388アールの増となっており、所有する農業機械の入る農地については、受託をしているところでございます。

また、農地の中間管理作業についてはブドウ栽培に加え、野菜、梅、水稻、豆類の栽培を実施しております。農業後継者の育成としては、県下でも先駆けとなる新規就農研修制度に加え、女性の農業研修生2名を受け入れ、村内に定住するように取り組んでいるところでございます。収益事業の特産品製造販売収入は、先ほど申しあげましたように、平成22年度には赤字となりましたが、現理事長が就任した平成23年度からは赤字決算もなく、売上額が4295万円を令和2年度の売り上げは7522万2000円と増やしたことにより、これに係る雇用も創出しているところでございます。このような事業展開により、平成30年度にはこの活動が認められ、政府の有識者懇談会が選定をします地域活性化事例、ディスカ

バー農村漁村村の宝に長野県で3例目、中信地区では初めて選定され首相官邸で認定書を授与され、国や県から注目をされているところでございます。

理事長および派遣職員の人事につきましては、役場のOBおよび職員についても様々な方がいますので、適材適所を考慮して行っているところでございます。以上、答弁いたします。

○3番(藤原良司君) 議長。

○議長(太田譲君) 藤原議員。

○3番(藤原良司君) 再質問をさせていただきます。

村長の答弁の中で、村からの補助金と受託事業を合わせ、令和2年度決算で8事業、3781万2000円とありましたが、村からの支出金ではありますが委託料は12節、補助金は18節で性格の異なるものではないでしょうか。質問の中にも、公社の公益事業は会計事務所の助言で補助金にしたとの公社理事長からの回答がありましたと申し上げました。受け入れる方も異なる科目で、社協では、委託料は消費税の対象になっております。村では一緒のものと考えているのでしょうか。さらに、2年度決算の総括質疑の後の回答で、中山振興課長は、公社補助金には総額で4403万6000円。内訳として運営事業で2505万1000円。ここに含まれる人件費の総額は2433万1995円と回答されました。

社協への補助金は、人件費で650万円余り。大きく異なっているのではないのでしょうか。18節の支出では1740万円もの差があります。また、道の駅についても、公社からは1名の従業員の費用を、負担をしているということですが、専有面積、売上比で、これはペイできる数字でしょうか。こちらも実質的補助になっているのではないのでしょうか。村長、いかがでしょうか。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) はい、お答えをいたします。今の金額につきましては、社会福祉協議会の方は副村長から答えさせていただきますが、道の駅いくさかの郷に関しても生坂農業未来創りプロジェクト会議で協議をしまして1名の方をお願いをすることでその会議で了解をいただいて、レジの方で今1人かあさん家から来ていただいております。金額については、事務的なことですのでわかる範囲で振興課長に答えさせます。以上でございます。

○副村長(牛越宏通君) 議長。

○議長(太田譲君) 副村長。

○副村長(牛越宏通君) それで私の方から、社会福祉協議会についての消費税のかかっている事業についてお答えをさせていただきたいと思っております。消費税がかかっている受託事業の中でも全事業に関わっているのではなく、かかっている部分については有償運送の係に係る収益、それとあと配食の宅配サービスに関わる収益にかかっているということを今朝確認をしております。以上答弁いたします。

○振興課長(中山茂也君) 議長。

○議長(太田譲君) 振興課長。

○振興課長(中山茂也君) お答えをいたします。かあさん家のレジの、道の駅にレジの事務を実施してい

ただいている部分の賃金につきましては、以前よりプロジェクト会議の中でもお話が出ておりまして、今調査をしているところでございます。以上答弁といたします。

○議長(太田譲君) まだ答弁ございますでしょうか。

○振興課長(中山茂也君) 議長。

○議長(太田譲君) 振興課長。

○振興課長(中山茂也君) お答えします。ちょっと答弁に不足がございました。先ほどお聞き、お問い合わせいただきました、補助金の内容でございますが、以前にお答えしました通り、その中には公社への補助金としまして、運営の補助、また人件費の分、そして機材の購入、コンバインでありましたけれども、そういったものの購入につきます補助金について、補助をしております。以上答弁といたします。

○3番(藤原良司君) 議長。

○議長(太田譲君) 藤原議員。

○3番(藤原良司君) はい、3名の答弁ありがとうございました。

振興課長の答弁のうち、公社への補助金については、細かく9月にいただいておりますのでその写しを私も持っておりますのでこれについてはいろいろ申しません。ただですね今、12節と18節の差、これについて、行政としてどのように考えているかについては答弁がありませんでしたので、ここについて答弁をお願いしたいと思います。

○副村長(牛越宏通君) 議長。

○議長(太田譲君) 副村長。

○副村長(牛越宏通君) それでは12節委託料ですかね、委託料と、あと18節の補助金の違いということでございます。社協についての受託12節につきましては、村から指定管理等で行っていただいたり各事業に行っているものについての物を委託料としてお支払いしております。また補助金といたしましては、運営等に関わる法人等に係るものについてのものをお支払いしているということでございます。以上であります。

○3番(藤原良司君) 議長。

○議長(太田譲君) 藤原議員。

○3番(藤原良司君) はい。委託料というものについては実質的には委託者が責任を負わなきゃいけないと、こういうものと解釈、私は理解しておりますので、若干答弁の中身を後日、精査をさせていただきたいと思っております。

次に、村長の最初の答弁にあります社協・公社は重要な施設として、経営基盤を健全化していくため取り組んでいますということでしたが、私は先ほど申し上げたように、補助金、一つ取っても同等に取り扱っているようには見えません。ただ、村長の言う経営基盤の健全化とはどのようなものなのか。村長は社協に対し、従業員数の削減を求めたことはないのでしょうか。社協の経営努力とはどのようなものを考えているか、その考えを答弁願います。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田讓君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) はい、お答えをいたします。健全化については副村長が答えるということでございますので、私としては、委託料、農業公社にも委託料でお出しして、補助金にしたのは、確か藤原議員が総務課長のときだったと考えてます。そういう中で、委託料補助金の関係については藤原議員よく存じ上げてると思いますので、どちらも村から出ているお金で、福祉関係、農業振興関係に使っていただいているということでございます。

社会福祉法人としてサービス関係、また生坂村からの委託料、補助金等で今運営をされておりますので、また福祉の村作り事業も、村として大変重要な事業でございます。重点事業の一つでございますので、しっかり運営をしていくように村も協力をしながらしっかり4名で今後、来年度に向けて協議をしていただきたいと思いますと考えております。以上でございます。

○副村長(牛越宏通君) 議長。

○議長(太田讓君) 副村長。

○副村長(牛越宏通君) それでは私の方から、経営改善についてお答えをさせていただきます。初めに、社会福祉協議会と運営についての協議を始めたことについてでございます。令和3年7月に社会福祉協議会から税理士事務所に依頼をし、生坂村社会福祉協議会の経営分析および改善について提案をいただいております。

この提案の内容に介護保険利用者の変化として、令和2年度決算において、かしわ荘は定員35名に対し、平均利用者22.2名、稼働率で65.2%。そして、3期前と比較しておよそ21%減少している。はるかでは定員12名に対し、平均利用者5.2人、稼働率43.1%。3期前と比較しておよそ40%減少しているとされております。また、介護保険利用者の中心的な年齢をおおむね85歳以上100歳未満と考えると、本来の対象者は約190人で、この事業内容支援要介護で両施設を利用していただいている方は約70人、対象者の37%にあたる。

元氣塾に代表されるような介護事業なら介護事業にならないための地域支援事業が発行をそうしている一方で、介護が重度化すると、家庭内で担いきれず、施設介護への移行を希望する家庭の意向がデイサービスの利用の減少を招いていると思われる。また、内部環境として、人件費比率で通常事業所の収入に占める人件費割合は平均、全国平均で64%であるが、令和2年度の実績はかしわ荘76.8%、はるかで68%である。

また介護支援事業の人件費割合は98.9%、訪問介護事業は114.9%、利益受託事業を含めた法人全体の人件費割合は85.3%と近隣の社会福祉協議会の平均75%と比較して高い状況であり、介護保険事業の措置から契約へと移行して約20年、年功序列型の賃金体系が抱える問題として、年齢が高い、イコール賃金が高い従業員が多くなり、収入減少と相まって生産性が下がっていると評価をされました。また、財政状況として、最低でも事業費の2ヶ月分を預金に持っていることが望ましい。令和元年、令和2年と、預金残高が半減している財政調整積立金の残高を考慮しても、令和2年度のような決算が2期連続すると資金繰りが立ち行かなくなることが予想されると現状を分析されております。この状況も社会福祉協議会から報告を受け早急に社会福祉協議会の財政運営の健全化を目標に全事業に対して精査を進めて対応していかないと、生坂村社会福祉協議会は先ほどの村長が答弁したように、介

護事業および高齢者福祉事業を担う重要な法人であるため運営が成り立たなくなつてからではと危機感を私がいただきました。そして、社会福祉協議会と現在協議をしているところでございます。協議の内容につきましては、受託事業の内容の検討として、高齢者生活センター事業、地域支援事業、有償運送事業、生活支援体制整備、配食サービス、軽度を生活支援について、経費の支出状況を確認し、またどの職員がどのように対応しているか確認を行っているところでございます。

また、介護保険事業ごとの内容検討として受託介護事業、地域密着型介護事業、居宅介護支援事業、介護予防日常生活支援事業、総合事業ですね、すいません、について支出を算定し収益の悪いサービスについて、経費の見直し、そして、人員配置等を確認し、収入に合ったサービス等を提供について検討するとともに、また人員配置については、受託事業も含め、効率的に事業展開ができる体制を現在検討を進めているところでございます。

ここで藤原議員にちょっと質問させていただきたいんですがよろしいですか。

○議長(太田讓君) どの様な。

○副村長(牛越宏通君) 運営について藤原議員は評議員になっておりますので、私が会計事務所から報告を受けたことについて、あのどう思っているかを聞いてみたいんです。

○議長(太田讓君) はい。

○副村長(牛越宏通君) 今、議長から許可をいただきましたので、反問権を利用させていただきます。

私が今述べたように、社協の運営状況は大変厳しくなっております。藤原議員は社会福祉協議会の評議員であります。評議員としての考えをお聞かせいただきたい。よろしく願いいたします。

○3番(藤原良司君) 議長。

○議長(太田讓君) 藤原議員。

○3番(藤原良司君) はい。反問権がございました。反問権について私の考えを申し上げたいと思います。生坂村、村には65歳の職員定年制があります。これについて、オールアバウトという総合情報サイト、これはリクルートとアメリカのオールアバウトが設立しその後日本テレビ、NTTドコモが資本提携した会社の運営しているサイトでございます。アンケートでは、65歳定年が1万7000社のうち、大企業で18.4%、中小企業で14万7000社のうち19.2%でございます。このうち66歳以上で働く受ける制度のある企業が33.4%、約5万5000社。70歳以上が働ける制度のある企業が31.5%、5万1000社とあります。65歳以上の雇用の実態では、意欲と能力があるが76.3%、身に着けた能力、知識などを活用したいが61.1%などとなっています。就いている職種では、専門的技術的な仕事が45.5%、管理的な仕事が27.1%、事務的な仕事が27.1%。それからサービスの仕事が20.8%となっております。

私は生坂村では、高齢者に働いてもらわなければ村は動いていかないと、そのように考えております。村が補助金を出して職場を確保する必要があると考えています。ですから、9月の一般質問でも1人でも多くの高齢者が働ける体制作りのため、はるかぜの運営に必要な費用の補填という補助金を出すべきではないかと質問したわけです。村長は出す考えはないとはっきり申しました。その考えは変わっていないのかどうか、また後で答弁をいただきたいと思います。つまりどのように考えているかということは、高齢

者に働いてもらわなきゃいけない。公社でも当然 80 歳を超える高齢者が働いている。そんなようなこともあります。さらに、介護事業の部分では非常に給与が安い。今回のコロナ後の対応として、介護事業に対しての従業員の手当を増額していくと、こういうようなことも政府は言っております。そんなようなことから、私は補助金に問題があるのではなくて、補助金はまず出すと、その上でですね、必要な補助金を出すのが、それでは間に合わない部分は今言われたような、副村長が言われたような生産性が低いと、こういうような部分は確かに若干の検討はする必要はあっても、トータルで非常に安い給料で働いているというのが現実でございます。これは 9 月にも申し上げました。その部分を公社も含め、公社は最低賃金で対応していると、こんなようなことも言っておりました。この部分をもっと、自分達の役場内のことも聞きたいわけですがあまりここまで幅を広げますと、今回の争点がばやけてまいりますので、こういった部分を含めて、技術のある人にはちゃんと給料を払うと、年齢の問題ではないと。ただ、年齢の若くて若干問題がある人もいらっしゃるのかもしれませんが、公社には、すいません、社協には社協の体制がございます。ここで来年度は、3 名が今年からですかね、3 名が産休に入る。こんなようなこともあります。当然、生産性、生産性という面では、落ちて参ります。そういったことも含めて全体として考えていくべきではないか。要するに、元に戻りますが、補助金を出してでも、高齢者の働く場を確保すべきだと、このように私は考えております。以上です。

○副村長(牛越宏通君) 議長。

○議長(太田譲君) 副村長。

○副村長(牛越宏通君) はい。藤原議員の今のお答えを聞きますと、9 月の定例会の私の答弁の中に何か誤解されてるところがあるんじゃないかなというふうに思います。そこで私どのように答弁したかちょっとここで議事録がありますのでお読みをさせていただきます。「現在 73 歳からの議事録にはこれ 28 名となっておりますけども、私の発音が悪かったのか、これは 28 歳でございます。28 歳の方が勤めていらっしゃる。そのうち 65 歳以上の方が 8 名というような状況です。そのような状況下、認知証デイサービスセンターもそうですけども、本体の運営状況について、今後しっかりと検討していかなければならないと私は感じている。」というふうにお答えをしたつもりでございます。

藤原議員は何かその高齢者の方をここですぐ辞めさせてしまうんじゃないかというような誤解をされるように私はとるんですけども、今私も協議しているところは、社協の OB の方についても仕事にあるときについては来ていただけるような仕組みを作っていきたいということで現在行っております。ですのでその 65 歳以上になった方いい月額いくらではなく農業公社もそうですけども、農業公社についても忙しいときには、かあさん家特産品開発では来ていただいているような仕組みでございます。そういう仕組みを社協とともに入り、できないかということをして現在検討をしておるところでございます。それともう 1 点、私の考えなんですけども、その補助金を出すということについては、まずいろいろな状況を考えて、その形状を分析して、分析しながら改善するところはないのか。どういう面を改善すればいいのか。それと、いろんなことを、社協の今会長、そして事務局長、そして私と健康福祉課長で協議をしているところでございます。ですので、その安易に補助金を出すのではなく、その前にやることをしっかりとやって考えることをしっかりと考えて、それからというふうに私は考えております。以上答弁いたします。

○3 番(藤原良司君) 議長。

○議長(太田譲君) 藤原議員。

○3番(藤原良司君) はい。副村長は、理事でございますので経営に参与していると、評議員は議員と同じで、経営に参与、否決等はできるとしても、経営に直接関与ができるわけではございません。そこで、経営に参与している副村長は生産性が低いと、要するに生産性が低いってことは合理化をしろってことですよね。現実はそのようになってしまいうんで、そこで公社のことを持ち出したのは、公社の農地等の管理事業の方も含めて2433万1995円と、こういう数字が出ていると、補助金が出てるんだからそれに見合うような数字を出せと言ってるわけではないの。経営するのに必要な、はるかぜの経営するのに必要な不足額を出してほしいと、このように申し上げたというのが9月でございます。

経営を生産性が低く、預金の残高も低いということは、合理化をして給料の体系を見直せと、このように申していると考えております。

それでは、公社の関係に戻りますが、公社は確かに割と作りやすい場所の耕作はしてくれております。大きな機械の入るようなところは、当然耕作をしていると。ところが生坂村には、有害獣の防護柵の内側に多くの耕作放棄地があります。これらの耕作困難地を活用するようなことで、有害獣との緩衝地帯を作ると、そんなようなことに、公社の農地の担当は当たっていただけないか。

また、島根大学医学部ではアレルギーオメガファイブグリアジンを含まない食用小麦「しまね夢こむぎ」を開発して、ふるさと納税の返礼品に選定しています。これは交雑の心配のない棚田での再生事業に作付けしたものです。この「しまね夢こむぎ」は商標登録されておりますが、種苗登録の方はチェックしましたが、不明でございました。農水省等に知り合いの多い村長なら公社で種の管理をするから入手できるかもしれません。検討してもらってはいかがでしょうか。種が手に入ったとしても、他の小麦やそばの製粉機を強要することはできませんので、専用の製粉機が必要なる。非常に金のかかるものとなる可能性もありますが、しかし、公社というたてまえの中では、こういったものも実施して生坂村に食物アレルギーで食べるものを制限されている子供がいる、こういったような部分を解消できないのか。

また、無農薬栽培をしようと自費で生坂村に来た方もいらっしゃいます。作りやすい農地の耕作だけでなく、儲からなくても、このように先進的対応を考えるべきではないのか。さらに、理事長、派遣職員の件ですが、私はディスカバー農山漁村の宝に認定されると村長が申されました。今年度、理事長は70歳となられましたので、この認定を花道に勇退していただき、社協の会長のように非常勤になっていただいてはいかがかと、このように考えております。

村長は、人材を役場OBなど適材適所と考えているようですが、南箕輪村の藤代村長をご存知かと思えます。この方は地域おこし協力隊と隊員として南箕輪村に移住された方。生坂村でも、生坂村は長野県で一番早くから地域おこし協力隊制度を導入し、多くの隊員を受け入れてきました。役場職員になられた方も多います。このように、村長は中央に顔が広いようですので、公社の事務局長として処遇することで生坂村の将来を託せる人材をヘッドハンティングしてはいかがかと、そんなようなことを考えておりますが、村長いかがでしょうか。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) はい。まず遊休地についてでございますが、いろいろ、この後の平田議員の質問にも関連はしてきます。確かにあの所有する農業機械の入る農地について受託しているところが現状で

ございます。そういう以外のところ、遊休化してきていることは否めないところでございますので、生坂農業未来作りプロジェクト会議で、新しい作物についても協議をしたり、そういうことで前回も無農薬有機農業についても私、提案をさせていただいて今後協議をしていこうということとなっておりますが、農協さんが言うにはまだまだその有機農業について意識の向上になっていない部分もあります。でも、農水省は25%ぐらいでしたかね、有機農業にしていきたいというようなことを記憶しておりますが、今後取り組んでいく課題の一つであると考えております。

また社協の会長は今非常勤ということでお願いをしておりますが、来年、再来年の5月ですかね、今の農業公社の理事長は任期がございまして。そういう中で、次期は本人も勇退したようなことを今回も言われていたのですが、なかなか適材適所の方がおいでにならないということで引き続きお願いをした経過もございまして、地域おこし協力隊でお願いしていい人材が来れば、私もいいかなと思いますので、その点は検討させていただきたいと思っております。以上答弁いたします。

○3番(藤原良司君) 議長。

○議長(太田譲君) 藤原議員。

○3番(藤原良司君) はい。一点だけ検討していただけたと言った回答が出ましたので、次の質問に移らせていただきます。村長は村議会議員および村長選挙を計6回経験されているのではないかと思います。何回公選法をお読みになっていますか。特に第147条の2の解釈について、村長の考え方をお示しく下さい。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) はい。お答えをいたします。公職選挙法第147条2についての条文でございますが、まず見出しが挨拶状の禁止であります。条文は公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者、公職にある者を含むは当該選挙区、選挙区がないときは選挙の行われる区域内にある者に対し、答礼のための実質によるものを除き年賀状、寒中見舞い状、暑中見舞い状、その他これらに類する挨拶状、電報、その他これに類するものを含む。を出してはならないと規定されていると存じ上げております。以上、答弁いたします。

○3番(藤原良司君) 議長。

○議長(太田譲君) 藤原議員。

○3番(藤原良司君) はい。私は3月に立候補を決めましたので、3年度分の年賀状は出しております。それでは、4年度分の年賀状として、私農園とかブドウ園をやっておりますので「藤原農園藤原良司」と書いた年賀状を出すと思います。これは、公選法に抵触すると思われませんか。松本の企画振興の選管事務局に聞いたところ、市町村の件については、県選管から介入してはいけないという指示が出ているので、村の選管に聞くと、けんもほろろに断られてしまいました。答えられるようでしたら選管事務局の総務課長、答弁をお願いします。

○総務課長(藤澤正司君) 議長。

○議長(太田讓君) 総務課長。

○総務課長(藤澤正司君) 3番藤原議員のご質問にお答えいたします。

公選法の第147条の2の規定につきましては、公職の候補者または公職の候補者となろうとする者という規定でございます。これにつきましては、会社名等についてはこの者に当たらないというふうに認識をしているところでございます。ですので、法人等につきましては法人等であって、その法人の役職等をやっている方が名を連ねての年賀状等は問題がないというふうに解しております。ただ、ことさらにその候補者となろうとする者について強調されるような、そういった表記の仕方はよろしくないというふうに考えております。

今の個人での法人でない会社ということでございますがその辺についてはちょっと私の方でも承知をしておりますが、挨拶状のその会社名等による中に後援団体も含まれるというそういったこともありますので、いずれにしても個人で出す部分については駄目です、というそういった認識でございます。

○3番(藤原良司君) 議長。

○議長(太田讓君) 藤原議員。

○3番(藤原良司君) はい。明確に会社名は当たらないとお答えになっていただきました。

会社の役員であれば関係ないということだと思いますが、で、私の知り合いの弁護士さんに聞いたところ罰則がないので判例による回答はできないと。一般的には抵触すると思われるというものでした。また、知り合いの代議士事務所にも聞きましたが、名前個人名の表示されたものは出さない。いろいろ言われると嫌だから出さないと、このように申しておりました。選管が問題ないということであれば、当然今年度も村長はそういったものをお出しになるのではないかと考えられますが、ただ、一般的に考えますと非常にグレーではないか。特にお歳暮とかですね、そういったものを会社名を使ってあっても何をしても駄目だとはっきりこれは公選法の中に書いてあります。全体的な法律の設立趣旨からいけば、会社名の後に個人名を書いていいというふうにはならないのではないかと考えますが、この辺は選管がそのようにはっきり申し上げたわけですからこれを他の部署、あるいはもっと上級のところに確認をさせた後、させてもらった後、また質問等をさせていただきたいと思えます。

ただ先ほども言いましたように、全体的な公選法の考え方とすると、個人名を記載するのはいかがかと、私は考えております。この辺は村長もしっかりチェックをされることが必要かと思えますので、村の選管がいろいろ言ってるから大丈夫だということであれば仕方がございませんが、ちょっとチェックをしているいろいろな言われないうちにさせていただきたいと、このように考えて私の質問は終わりいたします。

○議長(太田讓君) ここで1時間が経過しよういたしますので、換気のため休憩をとります。再開は11時8分とします。すいません刻みました。

---

休憩	午前	11時 55分
再開	午後	1時 00分

---

○議長(太田讓君) 再開します。引き続き一般質問を行います。次に、7番 平田議員。

○7番(平田勝章君) 議長。

○議長(太田讓君) 平田議員。

○7番(平田勝章君) 7番平田勝章です。通告に基づき一般質問を行います。

一つは、林業農業の現状は後継者がいなくなり、継続が難しくなっている。5年後10年後に向けての対策が必要であると思うがということ、協働による村づくりが、少子高齢化と人口減少によって、できなくなりつつありますけども、今後の対策ということであります。初めに、当村の林業農業の現状は継続が危ぶまれており、村では毎年農業懇談会なども開催されておりますが、なかなか明るい展望が見えず、対策に苦勞しております。

原因の一つは人口減少と高齢化によるものであり、同時に今までは60歳で会社を退職し、それぞれ地域の人たちと一緒に里山整備などの活動を続けておりましたが、定年の引き上げや再雇用など社会環境が変わり70歳を超えても企業で現役で働けるようになり、森林整備、農地の整備ができない環境となってきました。この現象は、当村以外でも同じことが起きております。

森林は、かつて所有者がヒノキや松杉などを売って家庭を支えてきましたけれども、外国の輸入建材に押され、山に行き手入れをすることがなくなりました。その結果、山は整備が行き届かなくなり、年々荒れて、今年の豪雨などに見られるように災害を引き起こす要因となってきました。農業でも米作りが盛んに行われた時期もありましたが、高度成長社会とともに、若者は都会に憧れ、サラリーマンとなり家庭を築き、田舎に帰ることもなくなり、一時はカーチャン農業などなど揶揄されたこともありましたが、現在もそのパターンは変わらず、じいちゃんばあちゃん農業でなんとか農業を維持しております。

しかし、近年は米価が安く、畑で採れる野菜作りは重労働であり、じいちゃんばあちゃんの農業では、高齢にムチを打っても長続きはできませんし、無理をした次の日は医者通いの繰り返してあり、結果として村内至るところで荒廃が目立ち、畑や田んぼにカヤや雑木が繁茂しており、環境が悪くなって、村のイメージダウンにもなっております。

そこで質問ですが、森林の管理継続は建築材や現場のシイタケに使ったり、国で奨励しているバイオマスなどへの利用が記載されますが、ほとんどの山は個人所有の藪山林で、現状では管理ができておりません。管理ができず、山林が荒れれば災害を引き起こす可能性があります。個人所有者の管理や地域のグループなどで管理ができない現状を考えれば、個人に対策を求めても解決できない問題です。従って、行政が中心となって、例えばシルバー人材センターの組織の拡充など見直しを図り、補助金の活用などで山林の管理はできないでしょうかについて質問いたします。

○振興課長(中山茂也君) 議長。

○議長(太田讓君) 振興課長。

○振興課長(中山茂也君) 7番平田議員のご質問にお答えします。

平田議員ご指摘の通り、本来の山林は所有者の管理意欲の低下や高齢化、過疎化によりまして、管理や手入れが行き届かず、荒廃化が進んでいる状況が見られます。山林の管理について行政が中心となって、例えばシルバーセンターの組織の拡充を図り、補助金の活用などで山林の管理ができないかのご質問ですが、村では松くい虫対策による森林整備を始め、これまで長野県の森林づくり県民税事業のみならず支える里山整備事業によりまして森林整備とその嵩上げ補助を実施してきております。

また今年度からは、防災減災のための森林整備を効果的に進めることとして、同事業を活用したライフライン等の保全対策事業を進めているところです。

また、森林経営管理制度によりまして、対象森林の抽出調査や重点箇所の洗い出しを行い、緊急性の高いライフライン沿いの支障木の伐採を実施しており、以降、毎年、エリアを絞って意向調査を行い、集積計画、経営管理権の設定を進め、できることから森林の適正管理を進めていく計画としています。村では、森林づくり県民税や森林環境譲与税を活用しながら、森林環境の整備推進を図るとともに、効果的な事業の推進に努めてまいりたいと考えております。以上答弁いたします。

○7番(平田勝章君) 議長。

○議長(太田譲君) 平田議員。

○7番(平田勝章君) 再質問を行いたいと思います。

当村の山林整備を本格的に進めるには、現在のシルバー人材センターにお願いするには体力的に難しく、また急峻な場所もあることから、村内の特定な地域に限定して、実施することになると思います。そこで、先ほどのお答えの中で、減災のための森林整備とはどのような整備を行うのかについて質問したいと思います。

また当村の山林はあまりお金になる木材は期待できない状況ですが、森林経営管理制度によって管理が行われていない森林を村で集約し、村による管理や意欲と能力のある林業経営者に委託をして整備をする制度となっておりますが、当村在住の林業経営者は実際には居るのでしょうか。

当村の森林は補助制度があっても採算は難しいものではないでしょうかについて再質問したいと思います。ちなみに里山整備も、我々も10年ほど前までは会社を退職した60歳を超えた人たちが中心としたグループが、森林づくり県民税事業のみんなで支える里山整備事業を活用しながら、里山整備を実施してきましたが、グループのメンバーが高齢となり、継続することができなくなりました。また最近では定年の引き上げや再雇用など社会環境が変わり、70歳を超えても企業で現役で働くようになり、地元を支える事業の人材確保が難しくなりました。いずれにしても、出来ることから来年にも実施するようにお願いしたいと思います。振興課長のお答えをお願いしたいと思います。

○振興課長(中山茂也君) 議長。

○議長(太田譲君) 振興課長。

○振興課長(中山茂也君) ご質問にお答えいたします。まず初めに、先ほど私の方からご説明をしましたライフライン事業の概要についてでございます。こちら、県のみんなで支える里山整備事業によりまして、村では今年の8月に生坂村里山整備方針を策定いたしました。この策定によりまして、県民税を活用した森林整備が可能になるということでございまして、9月の補正予算、また10月の臨時議会にてお願いをして予算計上させていただきましたが、みんなで支える里山整備ライフライン保全対策事業ということで、日岐区で支障木の伐採の事業を実施しているところでございます。

また森林経営管理制度の現状ということでございますが、こちらの制度につきましては令和元年度から事業の方が始まりまして、村としましては、元年度はまず全額を基金への積み立てを行いまして、昨年の令和2年度からは重点箇所を洗い出しまして、村内の森林の対象となる地域を抽出をしております。

また、併せて緊急性の高いライフライン沿いの支障木の伐採についても実施をいたしました。こちら草

尾区の方から実施をしております。そして令和 3 年度今年度でございますが、こちらも村道沿いのライフラインを守るという目的で大日向地区を中心に事業の方を実施しております。

また、こうした緊急性の高いライフラインに沿った場所の支障木の伐採に合わせて、その場所について、意向調査を随時実施していくということで計画をしているところでございます。

令和 4 年度以降につきましても、こうした成果をもとにしまして、緊急性の高い場所から支障木の伐採、また調査等を実施していく予定でございます。

あと村内の、森林の経営の農家さんがいらっしゃるかということのご質問でございます。こちらの方、確かではございませんでしたが、確か数名登録はあったのかなというふうに記憶をしております。回答は以上でございます。

○7 番(平田勝章君) 議長。

○議長(太田譲君) 平田議員。

○7 番(平田勝章君) 今のお答えの中でですね、減災のための森林整備の内容なんですけど、実際には支障木の伐採ということが主にやってるようなんですけども、実際に山の中に入ってね、山の中の実際の中に入ってくと、沢に近いところかそういうところでは、実際に倒木があったり、そういうものもほとんどは整備していかなくちゃいけないと思うんですけども、その中についての整備っていうのはまだやられて、対象まず対象になってその対象だと思んですけども、その対象の有無と、それから実際そういうことも計画されるのかどうかについてちょっとお答え願いたいと思います。

○振興課長(中山茂也君) 議長。

○議長(太田譲君) 振興課長。

○振興課長(中山茂也君) お答えをいたします。まず、山林の中の支障木の伐採、倒木がたくさんあって危険だというご説明かと思えます。先ほど私、お話ししたのが、ライフライン沿いからということでお話をさせていただきました。

生坂村、森林大変広くございまして、手を付けるには、本当に多大な面積になります。その中で、緊急性が一番ある緊急性の高いライフライン沿いからまず手をつけてそこから進めていきたいということで村の方で計画をしております。確かに山の中には沢山倒木がございまして、整理が必要な場所が沢山ございまして、平田議員さんご指摘の通り、シルバーセンター等で作業も行うには、あまりにもその山林の管理というのは非常に危険がございまして、作業するにも大変危ない箇所が多数ございます。特に荒れた山林の中では危険が高まりますので、そうしたところももちろん実施をしていかなければならないと考えるんですが、まずは初めに、一番緊急性の高いところライフライン沿いということで考えております。以降また検討してまいりたいと思います。以上答弁いたします。

○7 番(平田勝章君) 議長。

○議長(太田譲君) 平田議員。

○7 番(平田勝章君) 今ライフラインを主体として整理するというようなことでございますけども、いずれにしてもね、災害のときにはだいたい山の方からいきますので、特に昭和 34 年の伊勢湾台風の時などは、全部山の木がダムになってね、鉄砲水になって、それが大きな沢になって、それで全部あっちこっち生坂

村の沢っていう沢が鉄砲水になって崩れたってそういう経緯があるんですよ。

そんなところからですね、生坂村は本当に山も深いし、また急峻なもんですからなかなか実際にはね、補助をもらってじゃあ出来るかっていうと、なかなか出来ないのは現実だと思うんですけども、出来ればね、里山ぐらいなところからできる範囲でね、高津屋がなんかもやりいいかと思うんですけども、そういうようなことか、あの上生坂で言うと、新生だとか下生野も一部いいところあると思うんですがそういうようなことから、できればね手をつけてもらいたいなというふうには私としては希望したいと思います。

そこでですね、次は農業についてなんですけども、農業ではですね後継者が年々いなくなるなどの状況が続いております、畑、田んぼの荒廃地が目立っております。荒廃地を減らす対策として、農業公社では耕作できない農地を引き受けるなどの対策を考えるということで質問したしたいんですが、まずそれが一つ。それから荒廃地をですね、固定資産税の通知を出すときに、特に村外者に対しては荒廃地がですね、周りの人もどこに連絡もできないもんですから、そういうことから固定資産税の通知を出している住民課の方で、そういうことで、今実際にこういう状況があるんだというようなことで、そういうことも訴えてほしいなってことで質問したいと思います。

初めに、振興課長の方からですね、先ほどの農業公社で耕作できない農地を引き受けなど対策が考えられないかっていうことについて質問をしたいと思います。

○振興課長(中山茂也君) 議長。

○議長(太田譲君) 振興課長。

○振興課長(中山茂也君) 7番平田議員のご質問にお答えをいたします。

村農業公社では、農地保有合理化事業の中で依頼のあった農地の管理耕作や機械による農作業の受託を行っております。令和2年度の事業報告書によると、管理耕作によります水稻の作付が395アール、大豆野菜等が137アール。農作業受託では、水田作業や大豆、そばの刈り取り作業などを受託しています。

しかし、農業公社において農地を引き受けるには農業機械の搬入や農業機械による作業が可能であることなど、いくつかの要件があります。耕作のできない全ての農地を引き受けることは機械の台数や規模、人員の面からも難しいと思われまます。農地の荒廃化を防ぎ、農地を有効に活用していくために、事業導入によります施設整備やまた担い手の育成、集落営農の推進に努めまして、生坂農業未来創りプロジェクト会議等で検討してまいりたいと考えます。以上答弁といたします。

○7番(平田勝章君) 議長。

○議長(太田譲君) 平田議員。

○7番(平田勝章君) 先ほどの藤原議員の質問にもありましたけども、農業公社の現状を考えればね、耕作のできない全ての農地を引き受けることは、今の機械の台数や規模、人員の面からも難しいとの回答でありますけども、村内の全域においてね、全ては場整備がされているわけではありません。従って小規模の耕作地については、畑や田んぼにどんな作物を植えるかによって使う機械の種類や、機械を色々機械があって畑についてもそういう、使う機械が違うんですけどもそういう機械を使えば、人材については新たに農業公社に勤める人の募集が必要となりますし、経営の面では採算が合わないと思います。

しかし、農業公社では、大型機械の購入については、要は村で購入し農業公社で使用したり管理をし

ております。で、先ほどの話ではないですが、公平性を考えると依頼があれば損得抜きに一度はやるって  
いうね、検討をしなきゃいけないと思うんですけども、やりいいとこだけの、あるいは今の大型機械が入る  
とこだけの、機械だけのところで耕作をするというのはちょっとまずいじゃないかなと、公平性に欠けるんじ  
ゃないかと私が思うんですけども、それについて、再質問をしたいと思います。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) お答えいたします。先ほど藤原議員に答えた通りでございまして、確かに今の農業  
公社の人員では機械の入らないところはなかなか手をつけられない状況でございまして。当然経営的にも  
採算が合わない、議員のおっしゃる通りでございまして、遊休化については本当に憂慮する事態でござ  
いまして、生坂農業未来創りプロジェクト会議等で協議をして、まあでも農業懇談会をずっとやってき  
ましても、高齢化・担い手不足でなかなか遊休農地は減っていきません。逆に増えている状況もあります  
ので、どのようにこの状況を打開していいか、また議員各位とも協議をさせていただきたいと思いま  
す。以上答弁といたします。

○7番(平田勝章君) 議長。

○議長(太田譲君) 平田議員。

○7番(平田勝章君) 先ほど村長の話でも毎年農業懇談会やられて、なかなか打開策っていうのはない  
かもしれません。しかし今のそういう話じゃないですが毎年荒廃地が増えてると。例えば宇留賀あたりで  
も、今年、山崎清一さんに、私より二つばか上なんですけど、あと何年できるかなっていうようなそう  
いう話も聞きました。あの辺になると、やはり機械の大きさが限られて、やっぱり大きな機械は入っ  
ていかないとかね、コンバインはちょっともう余計入らないとかね。そういう地形的なこともあります。  
じゃあ、あの辺をどうするんだ、全部荒廃地にしちゃうのかっていうと何とか逆にね、できない方法、  
できる方法はないか。

まず、はこの辺でも馬力の小さいコンバインだとか、それからそういうような機械もね、あります  
ので、できれば補助、小さい機械も村から買ってですね、でいければ、そういう人で募集する  
か何かやるとかね、何かそういう方法を考えてほしいなど。多分村長の頭の中では、できれば  
地域で一つの組合をね、作ってそこで本当に回していけばいいと思うんですけども、な  
かなかその組合を作るのがなかなか難しくてですね、なかなか今思ったようにはいき  
ません。

また、その組合をつくるにもその補助金を使いただかとかね、こういうものをじゃあ建物が  
建てて、それからトラクターだとかコンバインだとか、そういうものを一個一個揃えたらど  
のぐらいならとかそういうような補助の仕方だとかね、そういうもうちょっと具体的  
なそういう政策のこともちょっともうちょっと村から示してもらえばありがたいと思  
うんですけども、その辺について村長いかがでしょうか。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) はい、お答えをいたします。

確かに議員のご指摘の通り、各区で営農組織等を立ち上げていただければ、中間管理機構を使っ  
ていろいろな補助事業もございまして。上伊那の方にも視察に行ってそんなような先進事例も、  
勉強はしてき

ておりますが、大変、農地が狭く、機械化が難しい田畑が多いわけでごさいます、有機農業も一つの方法かとは思いますが、農業の従事者の高齢化、それから人手不足、とにかくマンパワーが少ないのが今の現状でごさいます、荒廃化しないようにしていかなければなりませんので、具体的な方法が示せば、それも一つのきっかけになるかもしれませんので、そちらの方も生坂農業未来創りプロジェクト会議等で検討させていただきたいと思ひます。以上、答弁といたします。

○7 番(平田勝章君) 議長。

○議長(太田讓君) 平田議員。

○7 番(平田勝章君) 相談するのは未来創りプロジェクト会議っていう話なんですけども、できれば公開の場っていうかね、地区懇談会だと公開になると同じになるんですけども、議会のそういうような話も相談っていうかね、それも投げかけて欲しいなっていうのも一つあります。

それから、できればなるべくならその何て言うかな、そういう情報が、未来創りなら未来創りでももうちょっと公開してほしいなと。読むのは村長のブログでわかるんですけども、みんながみんなその村長のブログ読んでるわけじゃないもんですから、できればもうちょっとその今の現状というものについて、本当に困ってるんだっていうことをですね、どうも村民に知らせる方法としてはもうちょっと他の方法があるんじゃないかなというふうに私は思っております。そんなことでぜひお願いしたいと思ひます。

続いてですね、先ほどの荒廃地について特に荒廃地については特にこれって手段がないんですけども、住民課では、固定資産税の通知を出したりしてるんで、その中で今の現状、荒廃地が困ってるんだ、なんとかしてくださいよくらいなそういうチラシとかね、そういうようなものにできないかっていうことで住民課長にお聞きしたいと思ひます。

○住民課長(眞島弘光君) 議長。

○議長(太田讓君) 住民課長。

○住民課長(眞島弘光君) それでは、7 番、平田議員の質問にお答えいたします。

住民課としての業務内容でございますが、荒廃地に対しての指導を行えるものではありませんが、固定資産税の納税通知書を発送する際に、荒廃地を防止するチラシなどを同封することは可能です。以上、答弁といたします。

○7 番(平田勝章君) 議長。

○議長(太田讓君) 平田議員。

○7 番(平田勝章君) 今の答弁でできればですね、来年からですね、できればそういうチラシの同封をぜひお願いしたいと思ひます。この荒廃地の現状は、地元の人たちの迷惑になっております。獣の住みかや蛇のすみかになっております。

またこの問題は地域の、地域でもって住んでいる人たちの迷惑な問題でもありますし、行政が対応しなければ解決できない問題だと思ひます。この解決に向かってこういう荒廃地をですね、特に荒れている村内の人それから、村外の人。で、これについては行政指導は、少なくともでやってほしいなと私は思ひますが。村長いかがでしょう。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田讓君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) はい、答弁いたします。

農業委員会で年に一度だと思いますが農地パトロールっていうのを行ってまして、その農地パトロールにおいて、荒廃地がありますと、所有者に通知を差し上げているということで私は認識しております。その所有者が不在地主であったりする場合がございます、それでなかなか手が見つからない現状もございますが、なるべく所有者が責任を持って、せめて保全をしていただきたいと私は考えるところでございます。以上、答弁いたします。

○7番(平田勝章君) 議長。

○議長(太田讓君) 平田議員。

○7番(平田勝章君) 村長の言われたように基本的には所有者が考えることだと思うんですけども、村内にいる人たちに対してはね、農業委員会が言ってくれるだろうけども、一番困るのは村外にいる人です。

これについては場所も、場所はわかってても相手の連絡先もわからないし、また個人で連絡してもまたトラブルの原因になったりする可能性も高いもんですから、できれば行政でそういう困ってる旨を説明してのそういう指導が必要だと思うんですけども。

○振興課長(中山茂也君) 議長。

○議長(太田讓君) 振興課長。

○振興課長(中山茂也君) お答えいたします。荒廃地につきましては先ほど村長答弁しました通り年に一回農業委員会の方でパトロールを実施しまして、調査をしております。

荒廃地としてこちらで把握した際には、その状況を確認しまして、所有者の方に意向調査といったものを、通知をしまして、今の現状のお知らせですとか、今後の予定だとかそういったことについて通知を差し上げております。回答も来るところもあれば回答のないところもありますので、回答がないところについては引き続き通知を出すような対応しておりますが、いずれにしましても、村内よりも村外の方が多いところが現状ですので、引き続き続けてまいりたいというふうに思っております。

また村内の関係につきましては、農業委員さんはもちろんですけども、また周囲の方で、お知り合いの方だったり、そういう方にもご協力をいただきながら交渉していただくような形でお願いをしているところです。以上答弁いたします。

○7番(平田勝章君) 議長。

○議長(太田讓君) 平田議員。

○7番(平田勝章君) はい。荒廃地はですね、本当に特に村のイメージも悪くなりますし、最近では役場の近辺でもね、一番目立つところでもそういう荒廃地が出てますので、根気強くそういう通知なり、指導をお願いしたいなというように私は思います。

その関連質問なんですけども、道の駅いくさかの郷の道路反対側農地は今荒廃地になってカヤが生えており、環境には良くなく、道の駅に来るお客さんに対しても好印象は与えていないと思います。早期の対策を願うものなんですけども、またこの農地の近くにも荒廃地があり、活用を考えないといけない時期に来

ていると思います。やはりこの問題は個人で管理するには体力や金銭的にも厳しいものがあったり、限度があります。今から、この使い道などの農地の有効活用を望むところなんですけども、道の駅反対側の荒廃地は、とりあえず県道の高さまで腐葉土を埋めるなどして、地固めを提言したいと思います。そしてなるべく早く早期に解決をお願いしたいと思いますけども、まず村長のお考えをお聞きしたいと思います。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) 平田議員ご指摘の農地につきましては、山側からの湧水等による湿田のため耕作不利な状況であることや、土地所有者が不在などにより年に数回の草刈りによる保全管理や荒廃化の状況等を確認しているところでございます。

今後、所有者に対しまして、利用状況調査などを行う予定で進めてまいりたいと考えております。農地の有効利用につきまして、今ご提案がございましたが、所有者のやはり意向が第一でございますので、その意向を踏まえた中で検討してまいりたいと考えております。  
以上、答弁いたします。

○7番(平田勝章君) 議長。

○議長(太田譲君) 平田議員。

○7番(平田勝章君) 当該地の所有者ってのは高齢になったり、また今年になってその所有者の2名がもう亡くなっております。農業委員会でも把握してるとは思いますけども、先ほども言われたように、草刈りも個人でやられる方、それからシルバー人材センターにお願いして刈っている家もあります。また、管理できずに放置して草だらけになっている農地も現在あります。

これはあの生坂村のイメージ的にも非常に悪いので、まあ行政から所有者に連絡をお願いしたいところであります。今までの話の中では、あそこを平らにしてビニールハウスの建てて、観光農業にっていう話もあったんですが、いつしかその話もなくなってしまいました。そういう中でですね、検討はしているという事でございますので、できれば早い段階でですね、なるべく早く実施できるように今後を期待したいと思います。

次の質問なんですけども、人口減少、ごめんなさい。協働による村づくりが少子高齢化と人口減少によってできなくなりつつあります。そこで、人口減少・高齢化は林業農業の後継者となる人材の確保ができないばかりか、地域の祭りの存続や地域で安定した生活が困難となりつつあります。そして、人が住めない環境に拍車がかかりますし、担い手不足は環境維持の継続ができない悪循環に陥ってしまいます。そして地域の草刈や環境整備、おてんまなどができなくなりつつあります。

そこで質問なんですけども、地域で行う環境整備作業おてんまが人口減少・高齢化などでできなくなりつつあります。また村を売り出す特産品が、継承できなくなっております。これまでも行政懇談会や農業懇談会あるいは住民の皆様から直接意見を聞いたり経緯がありますが、問題解決には至っておりません。村民だけでなく、議論をしても堂々巡りとなり、結論を出すことが難しいことから、村民と大学の先生を交えて現状の課題を挙げ、ワークショップ形式で勉強会を開くことを提案するが、村長の考えについてお聞きしたいと思います。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田讓君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) ワークショップ形式での勉強会の開催についてのご質問でございますが、今年の6月定例会において吉澤議員から人材育成に対する質問がございました。その回答として、副村長が吉澤議員ご指摘の仮称生坂地域振興塾の開催については、平成23年に行った生坂大好き塾の開催から10年ほど経過をしていますし、職員の人材育成方針の意義の中に住民と職員が協調し合い、社会情勢の変化の中で、柔軟かつ弾力的に対応できる職員の人材を育成していくことが最も重要となっていると定めていますので、私も必要と考え、開催に向けて総務課、村づくり推進室と協議し、事業についてまとめ、村長に事業提案するように進めていきますと答弁をしております。

これを受けまして、副村長から提言があり、定例課長会議において総務課の検討事項として、人材育成のためのセミナー等を企画するように依頼をしております。

現在総務課および村づくり推進室で、来年度の地域発元気づくり支援金事業に申請をするよう検討をしていますので、平田議員ご提案の村民と大学の先生を交えて、現状の課題を挙げ、ワークショップ形式での勉強会の開催についてこの事業に関連し、実施することができるか検討をしてみたいと考えております。以上答弁いたします。

○7番(平田勝章君) 議長。

○議長(太田讓君) 平田議員。

○7番(平田勝章君) 平成23年に行った生坂大好き塾は、地域リーダーを育てる事業として松本大学総合経営学部の白戸洋教授の指導のもとで30代から60代の人が集まり塾を開催されました。

この塾は元気づくり支援金を使い、協働の村づくりに向け、各地域からリーダーを育成するものでしたが、開催から10年が過ぎ現在はさらに人口減少と高齢化が進んでおり、取り巻く環境も変わっております。これまでの経緯の中で、今後の村の継続は、地域リーダーを育成することでしたが、現状では人口減少と高齢化が進んでおり、まずは若者を確保することや、リーダーを育成しなければならないが、いかに若者が村の魅力を感じ取って大勢の若者が村内に住んでいるか、住んでもらえるかなどの方策が大事になると思います。

大学の先生を交えての勉強会を開催ということで今も検討しているということでございますけども、ぜひ今のって言うか23年前の、すいません10年前のですね、大好き塾の反省と、それから今後の今の現状をですね、含めて、その辺のところをですね、加味してワークショップの勉強会をお願いしたいと思います。そういうことでもう一度村長にその辺のところを確認をしたいと思っております。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田讓君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) 平田議員ご指摘の通りその当時に比べ人口減少高齢化は進んでおりまして、地域リーダーになる方が少なくなっている。また、若者をどのように確保するか、本当に難しい課題でございます。これもずっと村政運営に若者の参画をと議会からもご提言をいただいておりますが、なかなか村政懇談会をやっても若者の参加が少ないというような現状もございます。これをいかに打開していくか、難しい問題でございますが、今回のワークショップ形式の、生坂、仮称ですが生坂地域振興塾によって、ど

うにか若者を呼んで、それで一緒に村政運営を考えるような、そんな場になればありがたいと考えておりますので議員各位もご協力をお願いをしたいと思います。以上答弁といたします。

○7 番(平田勝章君) 議長。

○議長(太田讓君) 平田議員。

○7 番(平田勝章君) 今、生坂村自体第 6 次総合計画から言えば、それよりは今、人口が多いわけですが、実際毎日の生活の中で、こう過ぎてみると、高齢者少子高齢化になって、今現状の課題ってというのはですね、いろいろ行政を回すにもなかなかこういう支障が出てきてるというのが現実だと思いますので、いろいろ面からですね、我々もできる面もなんかいろいろですね探しながら、あるいは他の進んでるようなそういう行政があったりいろんなこともまた、自分たちもまだ勉強不足かなあとと思いますけども、少なくともですね、生坂が今よりも少しでも今の状態をからですね脱皮できるような、そういう方向になんかみんなでもって検討していかなくちゃいけないなって私は思っております。  
以上で私の一般質問を終わらせます。

---

○議長(太田讓君) 次に、6 番字引議員。

○6 番(字引文威君) 議長。

○議長(太田讓君) 字引議員。

○6 番(字引文威君) 6 番字引文威でございます。通告に基づき質問をさせていただきます。

質問は公共施設の管理、二つ目、農村公園研修等エリアの利活用、三つ目、脱酸素(炭素)社会についての 3 項目でございます。

まず 1 点目の公共施設の管理についてですが、先日、地区要望箇所、現地確認時に指摘しましたグリーンパークブリッジ橋台部分のアスファルト舗装陥没箇所がございました。このような公共施設の管理状況について質問いたします。道路橋梁などの公共施設は、不特定多数の方が利用される場所で、通行利用される上の上で安心安全の確保が最優先されるもので、ここの場所の行楽客などの利用を考えた場合、村として事故などのないよう施設管理されるべきで、このような事案に対し、定期的な点検など管理の方法はどのようにされているのか。

また、グリーンパークブリッジは竣工後約 30 年近く経ておりますが、村の村内道路橋は、国県の指導で耐震診断等実施され、補強対策工事を進められていると思いますが、当グリーンパークブリッジについて橋梁の安全確認のための診断を実施されているのでしょうか。振興課長にお伺いしたいと思います。

○振興課長(中山茂也君) 議長。

○議長(太田讓君) 振興課長。

○振興課長(中山茂也君) 6 番字引議員のご質問にお答えします。

グリーンパークブリッジの定期的な点検等の管理方法また安全確認のための診断の実施についてとのご質問でございます。併せて答弁をさせていただきます。

字引議員ご指摘の通り、グリーンバックブリッジは梶本沢を渡って、上野ぶどう団地と大久保地積を結ぶ 104 m の人道橋としまして、平成 4 年度に架設をされております。国で進めますトンネルや橋梁の定

期点検の義務化を受けて、グリーンパークブリッジも村の点検対象橋梁としまして、平成 29 年 11 月に点検及び評価を実施しているところでございます。

平成 30 年 6 月に村で策定しました、橋梁長寿命化修繕計画の中で 5 年に一度の法定点検を実施することとしておりまして、次回は令和 4 年度を予定しております。点検は、長野県で定めます道路橋定期点検要領に基づき、路面・路上・上部工・下部工・基礎などの項目ごとに行われまして、その点検結果から健全性の診断が 4 段階で判定される、されます。判定区分 1 は健全で道路橋の機能に支障が生じていない状態。判定区分 2 は予防保全段階で道路橋の機能に支障が生じていないが予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。判定区分 3 は早期措置段階で、道路橋の機能に支障が生じる可能性があり早期に措置を講ずべき状態。判定区分 4 は緊急措置段階で道路橋の機能に支障が生じている、または生じる可能性が著しく高く緊急に措置を講ずべき状態とされているところでございます。

グリーンパークブリッジの診断結果でございますが、判定区分 2 の予防保全段階で道路橋の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態という結果でございます。字引議員ご指摘のアスファルト舗装部分の陥没についてでございますが、橋梁以外のその他の項目で判定 3 となっております、橋梁本体に影響はありませんが、修繕が必要な状態でございますので、このたびの補正予算に修繕費を計上させていただいております。今後も継続的に点検を実施しまして、その判定結果に応じた必要な対応を進めてまいりたいと考えます。以上答弁いたします。

○6 番(字引文威君) 議長。

○議長(太田譲君) 字引議員。

○6 番(字引文威君) それではちょっと細かい話になりますけども、陥没の原因が何だったのか。またその箇所に対する対策はどう捉えたのか、その部分についてご説明いただきたいと思っております。

○振興課長(中山茂也君) 議長。

○議長(太田譲君) 振興課長。

○振興課長(中山茂也君) お答えいたします。陥没の原因、また対策とのご質問でございます。

陥没の原因としましては、老朽化によりまして壁の隙間や排水パイプなどから雨などにより細かな碎石が流出をしまして、表層のアスファルト部分、塗装部分が陥没したものと思われまして、対策としましては、応急対策としまして、原因と思われる壁の隙間ですとか、排水パイプに吸出し防止マットを施工しまして、碎石等の流出を防ぎ後に碎石にて埋め戻しをする予定でございます。以上答弁いたします。

○6 番(字引文威君) 議長。

○議長(太田譲君) 字引議員。

○6 番(字引文威君) 今回このような事案があったわけなんですけども、なぜ私が指摘するまで、その状況が放置されていたのかっていうのが私一番大事なポイントなのかなというふうに今回の部分で申し上げたいと思っております。もし、あの第三者がですね、それに起因する事故に巻き込まれた場合の公共施設の管理者である村の管理責任が問われることになると思っております。そのようなことのないようですね、損傷等確認を定期的実施して、適切な管理状況にしてもらいたいのが私のお願いですけれども、今後の対応策について振興課長の考え方をお伺いしたいと思います。

○振興課長(中山茂也君) 議長。

○議長(太田讓君) 振興課長。

○振興課長(中山茂也君) お答えをいたします。グリーンパークブリッジにつきましては、歩行者専用の橋梁でありまして、自動車等の通行もございません。普段の利用者も限られているということ。あと橋梁の点検結果が判定2であった、こういったことから陥没箇所の対応について遅くなってしまったものと考えます。今後は安全安心を徹底しまして、安全対策に対し、安全対策について配慮した対応をしてみたいと考えております。以上答弁といたします。

○6番(字引文威君) 議長。

○議長(太田讓君) 字引議員。

○6番(字引文威君) 公共施設はですね、村民のみならず村外の第三者の方も利用されるものでございますので、利用に際してですね、やはり安心安全なものでなければならないというものでございます。今回のような放置されることがないように十分今後の管理を徹底していただきたい。またその記録を残していきたいというふうにお願いいたしますのでよろしくお願いいたします。

それでは続きまして農村公園の研修等エリアの利活用について、一言申し上げさせていただきます。草尾区上野農村公園は、当村ぶどう栽培など整備された圃場北東部に位置し、研修棟、トイレも完備し、また遊具も設置され、家族連れには優しい環境でございます。周囲の公園管理は指定管理者の公社で草刈り、樹木の管理をされています。ただ、研修等棟はほぼここ数年は利用実績がないようで、建物周りも痛んでるようで、外壁は鳥による巣穴ができてるような使われない状況でございます。このような研修棟も含め、このエリアが利活用されていないのはもったいないと非常に感じます。今年も、今年高津屋森林公園に縦穴住居テントのキャンプ場営業も開始され、コロナ禍の影響もありましたが、良好な滑り出しとなったようで、期待できる状況と感じます。

先日、この上野地区圃場内の管理道路を使用した高校生のロードバイクの競技会がございました。ロードバイクなども愛好家の練習コースとして使えるようです。高津屋森林公園から上野農村公園を一つのアクティビティエリアとして生かしたエリアの設定はいかがかと考えます。このコロナ禍を経て、近隣エリアでのアウトドアスポーツの愛好家の増加とグリーンシーズンでの新しいアクティビティが盛んに広がりを持ってきております。上野農村公園と高瀬屋森林公園とグリーンパークブリッジを使用したマウンテンバイクコースの設定、ジップラインなどのアクティビティの設置なども新しい利活用のポイントになるのではないかなと考えております。

またマウンテンロードバイクレースなどの開催、また収穫祭などの農業農村公園まつりイベントの開催を行い、交流人口増や生坂ファンの獲得に寄与できるのではないかと感じます。また、研修棟も休憩場所、カフェレストランなどの使用ができるよう、利活用の幅を広げていけたらと考えます。研修棟周りもキャンプエリアにも使用できるのではないかと。

以上のような利活用案を提案したいのですが、総務課長のお考えをお伺いしたいと思います。

○総務課長(藤澤正司君) 議長。

○議長(太田讓君) 総務課長。

○総務課長(藤澤正司君) 6番字引議員の上野農村公園の利活用についてのご質問にお答えいたします。上野農村公園と高津屋森林公園はそのままの地形を生かし、様々な体験やツアーなどを一体的に行うアクティビティエリアとしての能力を持つフィールドという認識は議員と同様でございます。これまで高津屋森林公園は管理組合や管理人による管理や施設運営をすることで誘客に繋げてきました。

上野農村公園は随時開催されるイベントや体験などに利用されてきましたが、これはそもそもの設置目的が異なることによるものでございます。特に上野農村公園の準備休憩施設、あの建物につきましては農家が休憩等を行うという事を目的に整備された施設であり、過去には施設の用途外を県に協議をしたことありますが、農業振興関連事業以外への用途外は難しいとの回答をいただいた経過がございます。様々な体験施設を整備することで、多くの方に来村をしていただくことは嬉しいことではございますが、一方でぶどうは収穫時期になると盗難の被害に遭っており、農家の皆さんは大変ご苦労をされているということもございます。

今回、地域振興という視点から考えれば、有意義ないくつかの具体的なご提案をいただき、私素人考えかも知れませんが、当地域の地形をそのまま利用すれば多額の投資せず整備可能なものもあるように思いますが、上野地域で施設整備をして誘客を進めるには、そこで生業をしている方がいるということも忘れてはならず、その方々のご理解が不可欠になります。他方、地域との方々と一体的に進めていければ、より充実した事業展開ができるものとも考えられますので、そうしたことを総合的に勘案しまして、慎重に進めていく必要があると考えております。以上でございます。

○6番(字引文威君) 議長。

○議長(太田讓君) 字引議員。

○6番(字引文威君) はい。総務課長のおっしゃられる考え方については、私も納得できる話なんですけど、先ほど言いましたように、この施設が利用頻度が非常に低い状況っていうのはこれはもう否めない事実でございますので、その辺をちょっともう一度再度再質問させていただきたいんですけど、近年の利用状況がどの程度の実績があるのか、そこら辺の話と、この利用目的についての協議が県の方から目的外使用みたいな形になるから駄目だよというようなことを言われてるという話なんですけども、その辺、今後研修棟周りだとかキャンプ場の利用など用途外に抵触するのかなどうか、その辺の見解はいかがなものでございましょうか。

○総務課長(藤澤正司君) 議長。

○議長(太田讓君) 総務課長。

○総務課長(藤澤正司君) 施設の利用実績についてのお尋ねがまずございました。使用施設の利用につきましては、ここのコロナ禍によりまして予定されていたイベント等が中止になったということで昨年来の使用はございません。それ以前は、相模女子大との交流の中で、あの施設を利用したり、その他のイベント等でも利用してきた経過がございます。

で、用途替えについての判断でございますけども、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等で規定する補助事業で取得した財産の処分制限を適用しない場合の経過年数は木造の建物ですと24年と規定がされております。県営中山間事業の完了から、まだ達していないとその辺の状況かと思えます。農業関連、農業振興関連事業への事業以外への用途替えは難しいと、先ほどお答えをしたとこ

ろでございますが、この経過に関する考え方につきましては、平成29年9月の議会一般質問、吉澤議員からの一般質問に対する回答でございまして、その時点では取得から十数年が経過したものでございました。農林水産省から発出されている関係通知の中で、長期利用財産の処分についての記載があり、これは補助目的に従った利用により、10年を経過した財産を処分しようとするときは、農林水産大臣に処分報告書を提出することができるかとされていますが、本施設は、県営事業で建設したものであり補助金の受け入れをしたのは県でございます。10数年経過した平成27年以前も含めてですが、27年頃の県との協議の回答で、用途替えは難しいものでありますので、現時点でのこの施設の用途替えによる利用は難しいのではないかなというふうに考えております。

仮に処分制限期間24年を経過した場合であっても用途変更する場合には、残存価格等による補助金の返還が求められる場合もあり、補助金の返還は県が行うこととなりますので、協議次第ではあるかもしれませんが、用途替えによる利用が難しいという認識ではございます。しかし、先ほど議員がおっしゃられる通り利用がなかなかされていない施設でありますので、何らかの活用方法というものは検討をする必要があると、そういう認識でございます。以上でございます。

○6番(字引文威君) 議長。

○議長(太田譲君) 字引議員。

○6番(字引文威君) 公共のこの未利用施設を有効利用してですね、元気な村の実現に向かった手立てを、まあ村の方の知恵の輪委員会の皆さんのお知恵を借りてですね、いい方向に進められるようにですね、一つご努力いただきたいということをお願いします。よろしくお願いします。

それでは3番目。

○議長(太田譲君) 字引議員、すいません。1時間が経過してますので、換気のために休憩を取りたいのでよろしいでしょうか。ここで一回換気のため休憩をとります。再開は14時20分とします。

あっ、14時15分とします。

休憩 午後 2時 05分

再開 午後 2時 12分

○議長(太田譲君) 再開します。

○6番(字引文威君) 議長。

○議長(太田譲君) 字引議員。

○6番(字引文威君) それでは3点目の脱炭素社会についての質問をさせていただきます。

今年、イギリスグラスゴーで国連気候変動枠組み条約締約国会議が COP26 が開催されました。2015年パリ協定の2020年以降の温暖化対策として、国際ルールを定め、世界の気温上昇を産業革命前と比べて2℃より低く保ち、1.5℃に抑える努力をすることの目標に掲げ、2030年までの10年で、温室効果ガスの排出量を45%削減、削減し、2050年ごろに実質ゼロにする必要があると考えが評決

されました。国は、その契約内容に伴い国は地方自治体に対し、ゼロカーボンシティの表明の表明を募集しております。長野県内では白馬村、池田町、軽井沢町、松本市など 14 市町村がまさに表明され、実施計画を進められるようです。

脱炭(炭)素ゼロカーボン社会に向けた国の方針を受け、当村としても脱炭素社会への方向性を積極的に打ち出すべきときに来てるのではないかと考えます。村として脱炭素社会に向けた生坂村の姿勢はどう考えているのか、村長の見解をお伺いいたします。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) 6番字引議員の脱炭素社会に向けた村の姿勢はどう考えているかという質問がありますが、令和元年10月、令和元年東日本台風により千曲川の堤防が決壊、多くの家屋が浸水するなど、県内各地に甚大な被害がありました。この台風は、地球温暖化の影響で、動力源となる大気中の水蒸気量が増えたことにより、温暖化影響、温暖化影響がない場合に比べ、降水量が約14%も増加していたと指摘をされております。

こうした地球温暖化に起因する異常気象や気象災害は、世界各地で頻発しており、気候変動は今や人類共通の課題となっております。地球温暖化は、化石燃料の大量消費により大気中の温室効果ガス、主に二酸化炭素が増加し、太陽光で暖められた地球の熱が宇宙に逃げにくくなることが原因で起きております。このままでは2100年頃には長野県内も最大で6.7℃の気温上昇が予測されております。この気候危機とも言える異常事態を突破するキーワードが2050ゼロカーボンであります。2050年度までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることで、世界各地における海面上昇や気象災害で生命の危機に直面する人口を大きく減らすことができるとされております。

当村でも2050ゼロカーボンに向け、知恵の輪委員会で長野県の気候非常事態宣言から信州ゼロカーボンまでの取り組みについて、職員の理解を深めるため、学習会を実施し、関係部署での横断的な協議が必要なことから、生坂村ゼロカーボン推進プロジェクト会議を設置し、当村として今後の取り組みについて検討を始めているところでございます。以上答弁といたします。

○6番(字引文威君) 議長。

○議長(太田譲君) 字引議員。

○6番(字引文威君) 当村のゼロカーボン社会を目指す場合、当村の立地環境などを勘案した目指す脱炭素社会の形は村内未利用森林材を利用した木質バイオマス発電システム。併せて、長野県の日照率の良い気象環境を利用した太陽光発電などの組み合わせが当村として取り組める可能性のあるものではないかと考えます。

当村の荒廃が進んでいる里山の森林木材を原料として、木質バイオマス発電のボイラー燃料とし、里山森林整備をあわせて進めていけるメリットがあると思います。それにより、里山整備により野生動物とのすみ分けも図られ、鳥獣との自然共生も実現し、鳥獣被害の軽減も考えられます。また、森林間伐事業、チップ材製造事業、エネルギープラント事業などによる雇用の創出も期待できます。施設規模は、木質バイオマス発電とソーラー発電により、より良い組み合わせで総発電電力で村内需要を賄い、廃熱はやまなみ荘・社協デイサービスセンターかしわ荘などの冷暖房給湯熱源として利用して、電熱併給システムを

構築し、地産地消完結型ゼロカーボンモデルの生坂ゼロカーボンビレッジを目指せるのではないかと考えます。

実際の実現には多くの難題を解決しなければならないことがあると思います。山林の所有者不在地主問題、適正な施設規模とエネルギーシステムの組み合わせの判断、高効率な新しい技術導入、大きなコスト投資など、実現に向け解決すべき問題は多々あると思います。

しかし、世界の潮流はゼロカーボン社会への変換が必須のときが、ここに来ていると言われております。そんなこと無理だろうと思わず、固定概念を捨て、今すぐにも行動を起こすべきときなのかもしれません。子・孫に今、健全な安全安心な地球を残す目標設定と行動推進のときと考えます。村として今後どのような対応を図られるのか、村長の考えをお伺いいたします。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) はい、字引議員の地産地消完結型ゼロカーボンビレッジの構想についてということでございます。また、木質バイオマス発電とソーラー発電の組み合わせで、総発電電力で村内需要を賅っていくというようなご指摘でございますが、まず、木質バイオマス発電につきましては、平成 29 年度に村の事業で複数回の現地調査と事業支援を実施し、平成 29 年 6 月 22 日、ラブ・フォレスト株式会社からの調査報告をいただいております。その報告書の内容では、木材バイオマス燃料となる森林資源概要として天然林の割合が非常に高く、針葉樹は蓄積量のうち3割、内赤松と杉が半分ずつということでございます。面積割合では広葉樹が7割で未立地木地の割合も比較的多いため、資源循環の確保が困難であることと、山林面積の大半が急峻な地形であることから、木材の搬出に経費がかかってしまうなどの理由によりこの調査報告では、当村ではバイオマス発電を行うより、公共施設への熱利用ボイラーの導入が現実的と報告をされております。

また、ソーラー発電につきましては、生坂村における再生可能エネルギー発電設備設置事業と、貴重な自然環境および美しい景観、並びに良好な生活環境の保全および形成との調和を図るために必要な事項を定めることにより、潤いのある豊かな地域社会の発展に寄与することを目的として、生坂村における再生可能エネルギー発電設備設置事業と、環境等との調和に関する条例を制定し設置について宣言をかけているところでございます。

このような事柄や、字引議員ご指摘の課題もあり、当村ではバイオマス発電、発電事業および太陽光発電を組み合わせた発電システムの導入について考えていかなければなりません。国全体が 2050 ゼロカーボンに向け動き始めておりますので、私の同級生務台衆議院議員が今、環境副大臣となっておりまして、国の動向や字引議員のご提案も含め、当村にあった再生可能エネルギー発電についてご指導をいただきながら取り組んでいきたいと考えております。

またオフグリッドハウス、すなわち公共のエネルギーを一切使用しない自然エネルギーハウスで天然資材、資源や廃材を利用し、自発的に発電・集水・貯水・下水処理を行い、食料までも屋内で生産できる建築物ということですが、このオフグリッドハウスを松本山賀 FC からご協力いただき、村内で実証実験ができないか検討を始めているところでございます。以上答弁といたします。

○6 番(字引文威君) 議長。

○議長(太田讓君) 字引議員。

○6番(字引文威君) 私も今、先ほど提案したものについて、村長の方から村の環境からするとそう合わないんじゃないかというようなご指摘は今いただいたので納得できる話です。

私もこのゼロカーボン社会を持ってくってということは非常にもう難しい話で、何が本当に一番合理的で、村に合ってる形になるかっていうのは、ぜんぜんこれからほんとに模索していかなきゃいけない状況だと考えておりますんで、今後そこら辺をよく考えて進めていきたいなと思ってます。で、今の村長のただいまの回答でもですね、具体的なゼロカーボン対策システムのベストな形はまだわかりません。我が村としてもですね、今後懸念される天候異常や自然豪雨災害などの抑止となる脱酸(炭)素社会に向け、実現可能な方法を見つけていかなければならないわけで、今後、国県などの支援と先ほどおっしゃられた務台副大臣の方のご指導などもいただいてですね、専門家の意見を踏まえ、具体的なゼロカーボンシステム構築を検討することが急務と考えます。

生坂村としての目標、生坂ゼロカーボンビレッジを目指し、ぜひ村長に次の未来に向け向かって残せる環境を考えていただきたいと考えますが、当村もゼロカーボンシティの表明をなされてはいかがかと思いますが、いかがでしょうか。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田讓君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) 今、字引議員からゼロカーボンシティの表明について質問がございました。ゼロカーボンシティの表明方法の例としまして、定例記者会見やイベント等において、2050年二酸化炭素実質排出ゼロを目指すことを首長が表明する場合、議会で2050年二酸化炭素実質排出ゼロを目指すことを首長が表明、報道機関へのプレスリリースで、2050年二酸化炭素実質排出ゼロを目指すことを首長が表明、各自治体ホームページにおいて、2050年二酸化炭素実質排出ゼロを目指すことを表明ということで、表明の仕方いろいろございます。今勉強を始めたばかりでございまして、当村も個々、まあ個人的にもいろいろと取り組んでいかなければいけない問題もございます。

先ほどの研究会でもう少し研究をさせていただいて、当村としてどのような取り組みがベターなのか、字引議員からもご指摘をいただいた内容も含め、検討し研究をして、それを村民の皆さんに啓発しながらゼロカーボンシティに向けて表明できるかどうか検討をしっかりとしていきたいと思っております。以上答弁いたします。

○6番(字引文威君) 議長。

○議長(太田讓君) 字引議員。

○6番(字引文威君) 今村長のおっしゃられるのが本当腹の底からそうだと思います。これからやはり検討の中でどうやってその2050年問題までのロードマップを固めていくのか、その辺もしっかりと進めていただけたらありがたいなというふうに思います。まあ、目標「生坂ゼロカーボンビレッジを子・孫にですね、今ここで健全な安心安全な地球を残す」という目標設定を提言させていただいて質問を終わりにします。よろしく申し上げます。

○議長(太田讓君) 次に、1番望月一将議員。

○1番(望月一将君) 議長。

○議長(太田讓君) 望月一将議員。

○1番(望月一将君) 1番望月一将です。通告に基づき一般質問を行います。

今回は空き家対策について、2件目、村発行の商品券について質問いたします。まず1件目空き家対策について、空き家対策は今や全国の自治体で、その規模問わず喫緊の課題として議論されています。自治体によってはユニークで、画期的な方法でかつ活性化に繋げている事例も多く出てきています。全国的な人口減少にあっても、都市部からの移住者は年々増加傾向にあり、古民家の需要もさらに高まっていくことが予想されます。当村においても、若者定住促進住宅の建設とあわせて、村内の空き家調査を行い「楽園信州空き家バンク」を活用して、移住希望者を募る取り組みをしています。そこで、空き家対策について2点お伺いいたします。

1点目、今年度行われた存在の空き家調査から、村の施策として活用可能な空き家の件数、新たに空き家バンクへの登録見込み件数を総務課長にお伺いいたします。

○総務課長(藤澤正司君) 議長。

○議長(太田讓君) 総務課長。

○総務課長(藤澤正司君) 1番望月議員の、空き家対策についてのご質問の中の活用利用(可能)な空き家の件数それから空き家バンクへの登録見込み件数についてのお尋ねにお答えをいたします。本年度行っております空き家実態調査につきましては、6月から8月にかけて、水道メーター検針を行っていた生坂大好き隊員、それから村内在住の職員による調査と、現地を調査するには地域の皆様にもご協力をいただき村内の空き家となっている物件について調査を行いました。その結果、空き家として把握した物件は232件で、そのうち痛みが特にひどいものなどを除き、所有者、管理者が確認できた169件に空き家に対する意向調査を行うアンケートを送付いたしました。アンケートの回答期限は11月26日とし、これまでに72件、78件の返信がありました。その返信の内容から26件の登録希望の回答をいただいているところでございます。

今後、登録希望をされた所有者の皆様との打ち合わせを行い、登録希望者の全ての空き家について空き家バンクへの登録をしていただけるよう進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○1番(望月一将君) 議長。

○議長(太田讓君) 望月一将議員。(マイクのスイッチを入れてください。)

○1番(望月一将君) 失礼いたしました。ご回答ありがとうございます。

空き家バンクへの新規登録を希望されている26件については今後の打ち合わせ等で全件掲載をできるように引き続き進めていただきたいと思います。その中で一点再質問としてお伺いをいたします。169件にアンケートを送付し返信のあった78件以外の91件に関しては、今後も何らかのコンタクトを取っていく予定はありますでしょうか。総務課長よろしく申し上げます。

○総務課長(藤澤正司君) 議長。

○議長(太田讓君) 総務課長。

○総務課長(藤澤正司君) お答えをいたします。アンケート発送169件で返信が78件と、残りの空き家についての対応ということでございますが、当然そのままにしておくことは考えておりません。ただし、ここでまだ返信もポツポツと出てきていますので、その状況を見ながらまた年、年度が変わってからになるかと思いますが、引き続き回答のない空き家の皆さんについても、随時空き家の利用等について意向を伺っていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○1番(望月一将君) 議長。

○議長(太田讓君) 望月一将議員。

○1番(望月一将君) ご回答ありがとうございます。空き家が増えるということ自体は村にとってあまりいいことではないのではありますが、現存している空き家がある以上、そちらを利活用していくことは非常に大切なことだと考えます。そちらに関連して2点目の質問をさせていただきます。

令和3年度から7年度に生坂村づくり計画に、生坂村移住定住空き家対策事業補助金や生坂村住宅リフォーム等補助金が示されています。補助金に頼らない、踏み込んだ空き家対策が必要と考えますが、以前に視察された辰野町の取り組みのような行政と民間が一体となったリノベーション事業を展開していく予定はあるか、視察後に辰野スタイルまたはそれに代わる新しい取り組み等の検討はあったのか、また現在も検討中なのか進捗状況を村長にお伺いいたします。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田讓君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) 1番望月議員のリノベーション事業等の進捗状況についてというご質問ですが、村では生坂村における少子高齢化および人口流出等による人口減少の抑制と美しい集落環境を維持するため、当村への新規転入者や空き家所有者に対し、生坂村移住定住および空き家対策事業補助金を用意しております。また村民の皆さんには、住環境整備の推進と村内中小企業を支援するため、生坂村住宅リフォーム等補助制度をそれぞれ目的を持って設けまして、村の課題解決に向けた取り組みを行っており、空き家所有者や転入者、村民の皆さんにご活用をいただいているところでございます。

リノベーション事業につきましては、令和元年度に生坂大好き隊員の提案により、村内の空き家活用の参考になればと、リノベーションの取り組みを行っています辰野町の事例について視察を行いました。辰野スタイルのリノベーション事業は法人化された団体が、町から移住施策の委託を受け、空き店舗利用等を進めるため、リノベーションの方法を取り入れ、地域づくりを行っているというものでございました。視察の内容を参考に、本村でもリノベーションについて村民の皆さんや移住される方に関心を持ってもらえればということと、大好き体隊の業務としても参考になればと、令和2年度に長野県地域発元気づくり支援金を活用して「生坂リノベーション塾」と題して実証したところでございます。本年度も引き続き事業実施を計画をしましたが、事業の目的に見合った物件が確保できず実施を見送りとし、今後は改修後の利活用についても定めた上で物件が確保できれば実施をしていきたいと考えております。

また大好き隊員の中にも、個人的にリノベーションのお手伝いをしている隊員もいますので、村がリノベーション希望者から直接仕事を受けることはできませんので、村内に法人・団体が設立されれば辰野町のスタイルを見習うことができると予測されます。しかし現時点ではそうした動きまでには至ることは

きませんが、議員言われる通り、補助金だけに頼らない空き家対策もあれば、移住者の選択肢も広がる可能性もありますので、リノベーション事業の検討は続けていきたいと考えております。

以上答弁いたします。

○1 番(望月一将君) 議長。

○議長(太田讓君) 望月一将議員。

○1 番(望月一将君) ご回答ありがとうございます。リノベーション塾について今後は改修後の利活用も定めた上で物件が確保できた際には、元気づくり支援金等を活用して引き続き実施をしていくとご回答いただきましたので、さらに良い事業となるように願います。

また、視察をされた辰野町のようなリノベーションを絡めた空き家対策事業については、先ほど村長おっしゃられた通り、村に法人化された団体等が設立された場合は、行政としても前向きに検討していくという解釈でよろしいでしょうか、お伺いいたします。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田讓君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) はい、お答えをいたします。村内に法人・団体が設立されれば、私達が視察をした辰野町のスタイルを見習うことはできると予想はされますが、現時点でどのような形で設立されるのかわかりませんので、検討はさせていただきたいと思います。

以上答弁いたします。

○1 番(望月一将君) 議長。

○議長(太田讓君) 望月一将議員。

○1 番(望月一将君) ご回答ありがとうございます。今回空き家対策事業の例として辰野町のことを挙げましたが、先ほども申し上げたように全国にはまだまだたくさんのユニークな空き家対策事業が存在しており、私も全て把握できてはおりませんが、多くの、多くは行政と民間が一体となって事業を進めており、IターンやUターン者の移住者を増やしているという実績を残しています。居住される方のニーズを汲んだ物件を提供できる環境をつくるということは、今年度の調査で上がってきた26件の空き家バンクへの新規登録の候補者はもちろん、候補物件はもちろんのこと、登録希望に至らなかった91件やその他の物件に関しても、空き家バンク登録数やその成約率向上へ必ず繋がると私は考えておりますので、行政や生坂村空き家対策協議会と併せて、生坂大好き隊や移住者を中心とした若者の意見をすくい上げる機関を設置するなどして、様々な意見を取り入れて検討していただきたいと思います。

また、情報発信についても既存の空き家バンクのみにとらわれずに、生坂大好き隊の方で情報発信をしている隊員の方もいらっしゃいますので、そういった方の知識も活用しながら、今まで以上に新しい展開を検討していただきたいと考えております。

2点目の質問にまいります。2点目の村発行の商品券について質問いたします。今年度当村で発行された商品券は生坂マル得商品券スーパープレミアム、193クーポン、生坂村生活応援商品券、敬老お祝い商品券、生坂村消防団応援商品券と5種類ありますが、発行や管轄部署が異なっていることもあって一部の村民の中で混乱が生じている印象を受けました。村民の生活応援、地域経済の活性化の点から、

商品券の発行が極めて重要な事業であることは明白ではありますが、運営情報、運営面を向上させることにより、さらに有益なものになるかと考えています。そこで、以下の2点について村長にお伺いいたします。1点目が商品券の管理について、先ほど申し上げた5種類の商品券の管理というものを一元化することが可能かどうかお伺いいたします。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) 1番望月議員の商品券を一元化、一元的に管理することは可能かどうかという質問ですが、議員が例に挙げました生坂マル得商品券スーパープレミアムは振興課が担当部署で地方創生臨時交付金を財源に、村民または当村の企業等に勤めている方が、村内の登録してある企業、農家、やまなみ荘、いくさかの郷などで利用ができます。

193クーポンは振興課が担当部署で山村活性化対策事業により村内外の方々が道の駅いくさかの郷の農産物直売所だけで利用できる商品券になります。生坂村生活応援商品券は、今年度振興課が担当部署になり、地方創生臨時交付金を充当して全村民の皆さんに1万円の商品券を郵送させていただき、村内の登録してあるお店で、お店などで利用ができました。敬老祝い商品券は、健康福祉課が担当部署で生坂敬老の日が開催できなかった代わりに、村内の70歳以上の高齢者にやまなみ荘だけで利用できます3000円の商品券を郵送をさせていただきました。生坂村消防団応援商品券は総務課が担当部署で、生坂村消防団員の皆さんの出勤率70%以上の団員各位に対して2万円の商品券を配布し、村内の登録してあるお店などで利用ができます。

今まで申し上げましたように、各商品券は担当部署が違い、財源が違い、購入できる方と配布される方が違い、利用できるお店や農家などが違い、使用期間も違うため、一元的に管理することは事務がかなり煩雑になり、難しいと考えます。以上答弁といたします。

○1番(望月一将君) 議長。

○議長(太田譲君) 望月一将議員。

○1番(望月一将君) ご回答ありがとうございます。村長おっしゃるように、担当部署、財源、利用者、使用期限の違いによって、一元化して、一元化した際の事務手続きの煩雑さというものは理解できます。お金が絡む問題でもあり、行政内では簡単には移行には難しいと思いますが、今後、行政DXが進む中で、上記の管理も一元化が管理可能になるような流れができてくるとは思いますが、当村も来年以降に行政DXを進めていくと思われるんですが、そちらを加味したとしても、やはりそういった一元化というような管理の仕方は難しいのでしょうか。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) はい。行政のDX化は国を挙げて今進めなければいけない事柄でございまして、当村も今年度も取り組んでいるところでございます。そういう中で具体的にどのようなDX化で一元化ができるかというのが、私もよくわからないところがございまして、行政のDX化の中でこういう商品券が一元化できれば、村民の皆さんも使いやすいのかなあ、わかりやすいのかなあと思っておりますので、そ

らもあわせて、これから DX 化に向けてしっかり取り組んでいきたいと思いを。以上答弁いたします。

○1 番(望月一将君) 議長。

○議長(太田譲君) 望月一将議員。

○1 番(望月一将君) ありがとうございます。村長の答弁の通りそうですね、DX が進む中で村の発行の商品券というもののデジタル化というお話もいただきましたが、2点目はそちらに関して質問をさせていただきます。

2点目はデジタル地域通貨の導入についてです。特定の地域やコミュニティ内で物やサービスとの交換のために使用できる地域通貨は、地域経済の活性化、社会的交流の促進の点から、1990 年、90 年代後半から 2000 年代前半にかけて、多くの自治体で独自に導入がされてきました。当時は、紙幣型のものが多く、導入コストや運営管理の点から、持続的な普及には至りませんでした。近年の情報通信技術の発達に伴い、スマホ決済によるデジタル地域通貨は、再注目されています。そこで導入の足がかりとして、複数発行している商品券をデジタル化していく意向があるのかどうか、お伺いいたします。その中でも、先ほどいただいた村長の答弁から複数の商品券管理の一元化は難しいということであれば、まず振興課が発行しているマル得商品券のデジタル化の導入という道もあるかと思いますが、いかがでしょうか。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) 商品券のデジタル化についてという質問ですが、デジタル地域通貨は議員ご指摘の通り、特定の地域内で使える電子通貨で、スマートフォンの専用アプリなどで使って決済をします。商品券のように、消費者から事業者への支払いだけに使えるものや事業者間の決済にも使えるものがございます。プレミアム商品券のようなチャージした金額への一定額の上乗せや、決済額に応じたポイント付与などの特典を付けた仕組みが多く、導入には地域内での資金循環促進や地域の繋がり強化などの狙いがあるとされており。

地域通貨は 2000 年代に盛り上がりつつ徐々にならなくなったと、議員ご指摘の通りでございますが、このコロナ禍によりまして、非接触需要の高まりやスマホ決済の普及などで、デジタルの形で再び今注目をされております。しかし一過性のブームに終わらずに、地域の決済手段として定着をするには、乗り越えなくてはならない課題が存在しております。それは決済手段にとって両輪の関係にあります。使う人と使える場所をいかに増やすかでございます。また、高齢者がスマホを使いこなせないこと、店舗が受け取ったデジタル地域通貨の次の使い道がないなど、他にも課題はありますが、デジタル地域通貨が地方にキャッシュレス決済を普及させるきっかけになると私も考えております。

今年度当村は、来年度からキャッシュレス決済ができるように関係機関と調整を今していると頃でして、今後はキャッシュレスがさらに進んでいくことは当然考えられますので、当村としても商品券のデジタル化を検討したいと考えておりますし、マル得商品券については、商工会へ行ってチャージをするようなこともできますので、こちらの方からは取り組みができるのではないかと考えております。

以上、答弁いたします。

○1 番(望月一将君) 議長。

○議長(太田讓君) 望月一将議員。

○1 番(望月一将君) ありがとうございます。生坂村でもマル得商品券の方でデジタル化の意向がある  
とご回答をいただいたと解釈しております。村長がおっしゃる通り、今後はキャッシュレス決済がさらに進  
んでいく流れであり、早晚対応しなければならない課題であると私も考えておりますので、先手先手で進  
めていただきたいと考えております。

また商品券のデジタル化やデジタル地域通貨などの導入において、村長のお考えの通り、乗り越えな  
くてはならない課題として、使う人と使える場所の確保、受け取った通貨の次の使い道、高齢者の方に代  
表されるデジタル弱者への対応などが挙げられましたが、これらの課題はデジタル商品券のデジタル化  
であれば、使う人と使える場所の確保や受け取った通貨の次の使い道というものはちょっとクリアされて、  
高齢者のようなデジタル弱者への対応ってということの課題もクリアすれば比較的スムーズに移行はでき  
るかと考えております、はい。なのでデジタル化への足がかりとして、進めていく価値のあるものだと考え  
ますので、ぜひ今後も検討を進めていただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長(太田讓君) ここで間もなく1時間を経過しますので、換気のため10分間の休憩をとります。  
再開は15時5分とします。

---

休憩	午後	2時 56分
再開	午後	3時 05分

---

○議長(太田讓君) 再開します。次に、4番 望月典子議員。

○4 番(望月典子君) 議長。

○議長(太田讓君) 望月典子議員。

○4 番(望月典子君) 4番望月典子です。通告に基づき質問をいたします。

今回は、道の駅いくさかの郷について質問します。いくさかの郷がオープンして3年が経過しました。国  
道から外れているという場所ということで当初懸念もありましたが、24時間利用可能なトイレの効果、月  
1回の特産市の定着、ぶどうの評判等、様々な相乗効果の結果、村の知名度アップにも繋がりますま  
ずの滑り出しだと思います。そこで、5年先10年先を見据えた運営をどのように展開していくのか、3点ほど  
尋ねます。

まず、最初の質問です。この3年間、客層のターゲットをどこに絞ってきたのか、今後はどうしていくのか、  
村長に尋ねます。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田讓君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) はい。4番望月典子議員の、道の駅いくさかの郷の客層のターゲットをどこに絞っ

てきたのか、今後どうするのかという質問でございますが、道の駅いくさかの郷は平成 30 年 9 月に活性化施設がプレオープンし、翌年の 4 月に道の駅いくさかの郷としてグランドオープンをしました。県内 50 番目の道の駅として、他にはない特色のある道の駅を目指しまして、ハンガリー村の開設や、北海道標津町、三重県熊野市との交流による商品販売を行い、村内外からの誘客と PR に努めてまいりました。農産物の直売では、旬な野菜はもとより、山菜やキノコ、特産のぶどうなど、集荷販売し運営をしてまいりました。かあさん家は灰焼きおやき、おまんじゅう、母さん豆腐、かあさん味噌、梅漬け、おからクッキーなどの加工品の販売や、とうじうどん、山賊焼き定食、ハンガリープレートなどを提供しています食堂も順調に運営をしているところでございます。

そこで望月議員ご指摘の客層のターゲットでございますが、まずは村民の皆さんにご利用いただくために、生鮮三品を販売をしましたが、量販店との価格に大きな差が出てしまい日切れなどのロスがあり、お魚、お肉、日配品などを少なめに仕入れをしたり、セールで販売したりして、食品ロスの削減に努めているところでございます。また、いくさかの郷を広くアピールするため、道の駅として機関紙での広告宣伝や新しい施設としてテレビやラジオなどにより認知度の向上に努め、以降、国や県の事業を導入して、テレビ CM 放送や YouTube による情報発信、いくさかの郷テーマソング「Enjoy いくさかの郷」の作成による PR などの宣伝広報に努めております。また、安定的な集客を得るためには、リピーターを得ることが必要不可欠と考えますので、近隣にお住まいのお客様に定期的にお出かけいただける施設を目指して各種団体にご協力をいただく中、議員ご指摘の月例イベント「特産市」の開催や山菜まつり、ぶどう即売会などの開催、どなたでも利用できます 193 クーポンの発行や村の特産品をはじめ、旬な農産物の集荷販売などに努めているところでございます。今後もお客様のターゲットは今までのスタンスで継続をしていきたいと考えております。また、経営に関しましてはいくさかの郷定例会や生坂農業未来創りプロジェクト会議などでいつまで村直営でいくのか、指定管理者制度に移行するのか、法人組織にするのかなど検討協議していかなければと考えているところでございます。以上答弁いたします。

○4 番(望月典子君) 議長。

○議長(太田讓君) 望月典子議員。

○4 番(望月典子君) 道の駅は現在全国で 1193 駅あります。長野県は北海道、岐阜県に次いで 3 番目に多く 52 駅あり、いくさかの郷は 50 番目の登録です。道の駅の基本コンセプトは休憩機能、情報発信機能、地域連携機能の三つからなり、24 時間無料利用できる駐車場、トイレがあり、道路情報、観光情報、緊急医療情報が得られ、そして地域振興のための施設、例えば美術館とかレクリエーション施設を有するということです。道の駅オアシス小布施は名産の栗の他に、隣接された総合公園は子供も楽しめる遊具広場やドッグランがあり、花の駅千曲川は、ペット同伴のカフェテラス席を設けた喫茶室が併設され、道の駅小川には 24 時間営業のコンビニがあります。他にも、地域の特色を生かした取り組みをしている駅は多々あると思います。村長は客層のターゲットは今までのスタンスでいくと言われました。そこで再質問ですが、今までのスタンスということをもう少し具体的にお尋ねしたいと思います。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田讓君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) はい。今までのスタンスはどういうものかということでございますが、まずは村民の

皆様のために道の駅いくさかの郷をご利用いただけるような取り組みを今まで通りしていきたいということでございます。また、ご提案があればそちらの方も検討をして、加えることも考えておりますし、定例会でも皆さんからご意見をいただいて、村民の皆さんのため、また村外からも生坂村に訪れていただいて生坂村の新鮮な農産物や193カラットをご購入いただいて、関係人口の増にも繋がると思いますので、そういう点も取り入れていきたいと思っております。またかあさん家の食堂でも郷土食、ずっと提供をしていただいております、テレビの放映があると灰焼きおやきなどはすごく売れ行きが良くて手作りですので、間に合わないときもあるような状況でございますが、いろいろなもので生坂村を発信していきたいと思っております。現状も今まで通り順調に運営できてきておりますので、それを継承しながら、また新たなものも加えていきたいと考えております。以上、答弁いたします。

○4 番(望月典子君) 議長。

○議長(太田讓君) 望月議員。

○4 番(望月典子君) いくさかの郷は、当初は村民の需要に応えるため設立されました。一軒あったスーパーも閉店してしまい、住民が買い物に困っている。そのためのスーパー的な店舗を目指していたと記憶しています。ただいまの村長の答弁に、村民のためという言葉があって、ひとまず安心いたしました。

しかし、答弁にもあった通り、価格面や品揃えで、量販店には太刀打ちできるわけがなく、日々小さな努力を重ねているという状態のようです。若いお母さんが、オムツがあれば置いてあれば買いに行くと言っているのを聞きました。介護用品の類も必要かと思えます。可能ならばコンビニみたいに雑誌や週刊誌、漫画本のラックがあれば、若い世代も来てくれるかなと期待が持てます。私事で恐縮なんですけど、家は毎朝パン食でございまして、食パンとか朝食用のコッペパンとかフランスパンとか、そういうものがあればいいなと思ったりします。池田町にちょっとコンビニに卸しているパン屋さんがあって、ちょっと調べたんですけど名前までは、特定できなくてちょっと残念だったんですけど、そういうところからの仕入れをできるんじゃないかなとも思いました。通告書の冒頭でも述べましたが、様々な取り組みの相乗効果が、村の知名度アップに繋がりました。そのおかげで損害からのお客様が増えました。そのためにも、直売所の品揃え・接客・陳列など、今まで以上の努力が必要だと思うのです。人員を補充し、しかるべきところで研修をし、お客様の要望に応えられるようにしたらと提案したいのですが、村長のお考えはいかがでしょうか。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田讓君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) 今議員からいろいろご提案をいただきましてありがとうございます。

本当に村民の皆さんの需要に応えたいということは、その気持ちは十分あるんですけど、ご指摘のようにスーパー的な店舗を目指しましたが、価格、品揃えで、量販店には敵うわけがございませんでした。

そこで先ほど私申し上げました通り食品ロスがたくさん出てしまっていて、少し方向を転換して少なめにご利用をいただいているところでございますが、オムツとか介護用品、また雑誌等のご提案もいただきましたので、それについては検討をさせていただきたいと思っております。人員補充の件も忙しいときは、1人増やしてお願いをしましたが、そちらの方も、まだ足りないようであれば、働いている人たちと話し合いをしながら考えていきたいと思っておりますし、パンも前からご要望がございましたが、どうしても日切れが怖いもんですから、なかなか対応ができない状況でございますが、そちらの方も検討させていただきたいと思っております。

以上答弁いたします。

○4 番(望月典子君) 議長。

○議長(太田譲君) 望月議員。

○4 番(望月典子君) いろいろ検討していただけるということでひとまず安堵いたしました。

もし私でしたら、生坂にスーパーマーケットの店長を何十年もやっていた方がご健在でいらっしゃいます。その方にお話を聞いたりするのもいいんじゃないかと思います。仕入れとか、それとか陳列の方法とか、お客様のクレームに対するお答え型とか、そういうことを聞けば、その方ならきっと適切なご意見を聞かせてくれると思います。

それともう一つ、村長に再質問させてください。答弁に指定管理者云々とありましたが、やはり直営は無理でしょうか。これから検討していくということですが、どういうことに留意されているか考えをお聞かせください。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) はい。この道の駅いくさかの郷を開設するときに生坂農業未来創りプロジェクト会議で協議をした中で、いつまでも村直営で大丈夫かというご意見もありまして、立ち上げのときには3年ほどを目途に、村直営から指定管理者、または村民が出資をした法人組織で経営をしてはどうかというご意見がございました。

それは私もずっと考えておりまして、現状では今、山村活性化対策事業も利用して活用して実施しておりますので村直営でいかなければなりません。今後はそういう指定管理者制度、法人組織による経営も考えていかなければならないと選択肢の一つでございますので、まだまだ検討の余地がございますので、何年かかるかわかりませんし、行政が商売をやるということは基本あまり良くないのではないかと私は考えておりますので、今後しっかりと検討協議をさせていただきたいと思います。

以上答弁いたします。

○4 番(望月典子君) 議長。

○議長(太田譲君) 望月議員。

○4 番(望月典子君) 資料にも自治体の直営は全体の15.8%、指定管理者のに任せる運営は44%という数字が出ています。公の施設とはいえ道の駅は観光施設であり、特殊性も考慮しなければならないと思います。また、自治体にかかるコストも考えなければならないと思います。

そういうことも踏まえ、自治体は村の、そして村民の将来を第一に考えて今後しっかり検討して答えを出していただきたいと思います。それでは次の質問に移ります。いくさかの郷の休日と、営業時間について振興課長にお尋ねいたします。

○振興課長(中山茂也君) 議長。

○議長(太田譲君) 振興課長。

○振興課長(中山茂也君) 4番望月議員のご質問にお答えいたします。

道の駅いくさかの郷の定休日および営業時間についてでございますが、オープン以前から生坂農業未来創りプロジェクト会議の中で検討協議がされておりまして、その結果、毎週月曜日定休で営業時間は当初午前9時から午後6時までとしておりましたが、午後5時以降の利用者が少なかったことから、現在の午前9時から午後5時までに変更し現在に至っているところでございます。

望月議員ご指摘の休日営業時間をどう考えているのかとのご質問ですが、休日の設定につきましては、食堂を営業しますかあさん家との関連や、従業員の雇用形態の状況などから、月曜定休としております。また営業時間につきましても現在の運営内容、また人員の状況などから、現在の休日および営業時間につきましては現時点で概ね妥当であると考えております。以上答弁いたします。

○4番(望月典子君) 議長。

○議長(太田譲君) 望月議員。

○4番(望月典子君) 村外から来た人たちが案内板に従って国道をそれて、いくさかの郷に来たら休みでがっかりしている。何とかならないかと村民から尋ねられました。月曜を休みにするというのは私も妥当だと思います。じゃあ隔週にするか、かえって混乱のもとになるような気がします。そこで考えたのですが、南北にある案内板に定休日を明記することは可能でしょうか。これがまず1点です。

それと営業時間ですが、オープン当初より客足も伸びているから1時間から1時間半閉店を遅らせるのはどうですか。生鮮品、日持ちしない商品をその時間帯は、他のスーパーでよくやっていることなんです。半値にするとか、何か考えればメリットはあるかなと思うのですが、振興課長のお考えはいかがでしょうか。

○振興課長(中山茂也君) 議長。

○議長(太田譲君) 振興課長。

○振興課長(中山茂也君) ご質問にお答えをいたします。

先ほど議員ご指摘いただきました県外から、また村外から来たお客様が来たときにお休みで、がっかりしているという話を聞きました。私も直接お話を、そうしたお話を聞きしたのは初めてですので、どっきりと致したところでございます。

一つ目に提案いただきました南北に看板を立てればどうかというお話でございますが、アイデアもいかとも思いますが、道路管理者の関係等もございまして、こちらにつきましてはちょっと十分協議が必要かなというふうに考えております。

また運営時間、営業時間、1時間から1時間半の延長というご意見でございますが、こちらにつきましても先ほどもお話しました通り従業員等の関係ですとか、そういったこともございまして、またいくさかの郷定例会ですとか、そういった中で協議をして参りたいというふうに考えます。以上、答弁いたします。

○4番(望月典子君) 議長。

○議長(太田譲君) 望月議員。

○4番(望月典子君) 看板の中に休日を書き込んでも、すっと通ってしまえば目につかないってようなこともちょっと最初は考えたんですけど、少しでもできることはやったらどうかと思って提案してみました。いろんな問題があると思いますが、いろんなところで協議して、ぜひできれば今の提案二つ、実現に向

けていただきたいと思います。

それでは次の質問に移ります。生産者組合は運営にどのように関与しているのか尋ねます。振興課長に尋ねます。

○振興課長(中山茂也君) 議長。

○議長(太田讓君) 振興課長。

○振興課長(中山茂也君) それではご質問にお答えをいたします。

生産者組合が運営にどのように関与しているかということでございます。生坂村農産物生産者組合は、直売所の運営に利用者の意思を反映させ、公平かつ円滑な運営を実現し農業振興と生産者の所得向上を目的に、直売所の開設に合わせて平成29年8月に組織されまして、組合員数は現在175名となっております。

生産者組合では、日頃の農産物直売所の陳列棚の調整や商品の出荷調整に係る事項、施設の利用やイベント開催に関する事など、目的達成のために必要な事項についての検討協議や直売所の繁忙期、またイベント開催時など来場者が混み合う際には直売所スタッフとしてご協力をいただいているところです。また、組合員を対象とした栽培・出荷の方法、また食品衛生法に関する説明会等、そういったものの開催や月1回のいくさかの郷定例会には正副会長にもご出席をいただきまして、収益や運営の状況、方法等についてご協議をいただいているところでございます。

また、令和2年度から進めます農林水産省の山村活性化対策事業の事業実施主体としまして、道の駅いくさかの郷を核とした各種の農業振興事業を進めておりまして、販売額の増加と生産者の意欲向上に繋げるべく、地域農業の振興に努めているところでございます。以上、答弁といたします。

○4番(望月典子君) 議長。

○議長(太田讓君) 望月議員。

○4番(望月典子君) ただいまの答弁について一つ質問させていただきます。

生産者組合は、栽培・出荷方法、食品衛生法に関するような説明会等の開催を開いている。それと月一回のいくさかの郷定例会には正副会長が出席しているとありました。生産者組合は、普段、陳列棚、これはきっと野菜を並べる棚だと思うんですけど、そういうところの整備もしたり、繁忙期は直売所のスタッフとして協力されているということです。現在175名の組合員がいるということですが、自治体と駅長、生産者組合員の三者で経営方針に関する会議等は開催されているのでしょうか、お願いします。

○振興課長(中山茂也君) 議長。

○議長(太田讓君) 振興課長。

○振興課長(中山茂也君) お答えいたします。自治体と駅長、そして生産者組合、この三者での会議というお話でございますが、先ほどお話ししました通り月一回開催しております、いくさかの郷定例会では、正副会長さん、そして役場の関係、あともちろんいくさかの郷の直売所の関係農業公社の方ということで揃って協議をしているところでございます。以上答弁といたします。

○4番(望月典子君) 議長。

○議長(太田讓君) 望月議員。

○4 番(望月典子君) すいません。もう一度お伺いしますけど、生産者の組合員の方とが集まって、そこへ自治体からと駅長が加わるっていうその経営に関するような会議はやっていらっやらないんでしょうか。

○振興課長(中山茂也君) 議長。

○議長(太田讓君) 振興課長。

○振興課長(中山茂也君) お答えをいたします。生産者組合の方々が、お揃いになって会議をやるという機会につきましては、現在ございませんで、年に一回総会を例年開催をしておるんですけども、このコロナ禍の中でありまして、ここ今年、昨年は書面決議をさせていただいているような状況です。そして、先ほど正副会長が組合を代表いたしまして、いくさかの郷定例会に参加をいただいているということでございまして、私大変失礼しまして落としましたけれども、藤澤議員と望月議員も参加をいただいております。よろしくお願ひします。

○4 番(望月典子君) 議長。

○議長(太田讓君) 望月議員。

○4 番(望月典子君) 確かに拝聴しました。直売所は農産物の販売額が大きなウェイトを占めています。175名の組合員のためには、売り場面積がちょっと小さいかななんて思ったりもしております。研修室に調理できる設備も整っているから試食用を作って、売り場でアピールしたり、顔写真と名前を添えた野菜を並べたり、レシピを添えたり、組合にはもっと工夫してほしいと思います。そういうような事を会議でいろんな意見が交換できたらなって、そういう会議がやっていたら何て、そこへ駅長さんも加わってちょっと経営的なことも勉強されたらいいんじゃないかなあとあって、ちょっと確認させていただきました。

先ほども振興課長がおっしゃいましたけど、コロナで集会もままならない今、大変だとは思いますが、生産者組合にはぜひ頑張って直売所の牽引者になっていただきたいと思います。

村・駅長・生産者組合のさらなる連携が今後のいくさかの郷が大きく発展するか否かにかかっているとあっても過言ではないと思います。しっかり見守っていききたいと思っております。以上で質問を終わります。

○議長(太田讓君) 以上で、本日予定の一般質問を終わります。

---

### ◎散会の宣告

○議長(太田讓君) 本日の日程はすべて終了しました。次の本会議は16日木曜日、午前10時から再開し、委員長報告、討論、採決等を行います。

本日は、これにて散会とします。起立。礼。お疲れさまでした。

[散会 午後 3 時 37分]

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和3年12月9日

議 長 大 田 讓

署名議員 吉澤弘 迪

署名議員 望月 智

令和3年第4回 生坂村議会定例会議事録（12月定例会）

9日目（12月16日）

- ・開議の宣告
- ・会議録署名議員の指名
- ・委員長報告
- ・質疑、討論、採決
- ・議事日程の追加
- 補正予算案1件
- 質疑、討論、採決
- 議員派遣の件
- ・閉会中の継続審査及び調査の申出
- ・閉会の宣告

・委員長報告	4P
・質疑、討論、採決	7P
・追加議案	10P
・質疑、討論、採決	11P
・議員派遣の件	11P
・継続審査の申出	12P
・村長あいさつ	12P
・閉会の宣言	13P

令和3年第4回 生坂村議会定例会

令和3年12月16日 午前10時 開議

【9日目】 ◎議事日程

日程	議案番号	事 件 名
		再 開
1		会議録署名議員の指名
2		委員長報告
		質疑・討論・採決
3		閉会中の継続審査及び調査の申出
		閉 会

【9日目-追1】

日程	議案番号	事 件 名
1	議案第52号	令和3年度生坂村一般会計補正予算（第5号）
		質疑・討論・採決
2		議員派遣の件

---

出席議員（8名）

1 番	望月一将君	2 番	藤澤幸恵君
3 番	藤原良司君	4 番	望月典子君
5 番	太田 讓君	6 番	字引文威君
7 番	平田勝章君		

欠席議員（1名）

8 番 吉澤弘迪君

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	藤澤泰彦君	副 村 長	牛越宏通君
教 育 長	樋口雄一君	総務課長	藤澤正司君
住 民 課 長	眞島弘光君	振興課長	中山茂也君
健康福祉課長	松沢昌志君	教育次長	山本雅一君

---

事務局職員出席者

議会事務局長 平野公恵君 書 記 坂爪浩之君

---

◎開議の宣告

○議長（太田讓君） 起立。礼。着席してください。これより令和3年第4回生坂村議会定例会を再開します。本日の会議に先立ちまして申し上げます。新型コロナウイルス等感染予防のため、マスクの着用と、適宜に休憩をとり換気を行いたいと思いますのでご協力をお願いします。これから、本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（太田讓君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（太田讓君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議規則第125条の規定により、2番藤澤議員、3番藤原議員を指名します。

---

◎委員長報告

○議長（太田讓君） 日程2、この8日に提出し各常任委員会に付託しました議案第42号と議案第43号の事件案2件、議案第44号 条例案1件、議案第45号から議案第51号までの補正予算案7件、併せて10件を一括して議題にし、各常任委員長の報告を求めます。

○議長（太田讓君） はじめに、総務建経 常任委員長 望月一将 議員。

○1番（望月一将君） 議長。

○議長（太田讓君） 望月議員。

○1番（望月一将君） 総務建経常任委員会審査報告をいたします。

生坂村議会議長、太田讓殿。総務建経常任委員長、望月一将。総務建経常任委員会は12月8日に本会議に付託された事件案2件、予算案4件の議案審査を12月10日午前10時から第3会議室にて出席委員、望月、字引、吉澤、太田、行政から村長、副村長、総務課長、坂爪総務係長、竹内財政係長、藤沢村づくり推進室長、振興課長、藤澤建設係長、平林産業係長の出席で開催いたしました。

総務課関係と振興課関係について細部にわたり説明を受け、慎重審議の結果、それぞれ次の通り決しましたので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

議案第42号、建設工事請負変更契約の締結について(村道2級10号線込地)。

この議案は、令和元年度道路災害復旧工事(村道2級10号線込地)の契約について変更契約を締結したいので、議会の議決を求めるものです。現契約金額は85,140千円で変更契約金額は132,506千円です。採決の結果、原案の通り全員賛成、可とすべきと決定しました。

主な質疑は、前契約金額と変更契約金額の差の理由はとの問いに、令和元年の台風災害に伴う村道2級10号線込地の工事を行う中で、地盤が弱い地区であるということから、大幅な追加工事が必要と判断されたために、国とも協議し認められた変更契約との回答でした。

議案43号、生坂村若者コミュニティセンターの指定管理者の指定について。

この議案は、生坂村若者コミュニティセンターの指定管理者の指定をしたいので、議会の議決を求めるものです。指定管理者となる団体の名称は「SHONEN合同会社」。指定期間は令和4年1月1日から令和6年12月31日です。採決の結果、原案の通り全員賛成、可とすべきと決定しました。

主な質疑は、施設および施設周辺の管理について、管理責任の棲み分けができていないかとの問いに、管理範囲の棲み分けについては具体的な内容を協定書に明記をして、議会にも提出するとの回答でした。

議案第45号、令和3年度生坂村一般会計補正予算（第4号）。

この予算案は規定額に94,667千円を追加し、総額2,259,473千円とし、地方債の借入れ限度額を増額する補正予算です。総務課関係、振興課関係について採決の結果、原案の通り全員賛成、可とすべきと決定しました。

総務課関係について主な質疑は、ふるさと納税が年々大きな事業になりつつある中で、さらに事業として確立をさせていくために、返礼品の管理や全体的な事務管理をするための人事配置を今後していく必要があると考えるかとの問いに、精査をして来年度の人事配置を検討していくとの回答でした。

地域振興費内の補助金1,000千円の内容はとの問いに、情報発信業務を担当していた生坂大好き隊員が、来年より村内で起業するための任期満了に伴う独立資金との回答でした。ポイントカードの換金率が増えた要因はとの問いに、コロナ禍によりイベントの数は減少したが、福祉課関係のイベントに参加していただく方の数が増えたこと、ポイントカードが徐々に浸透してきているためとの回答でした。

振興課関係について主な質疑は、グリーンパークブリッジの補修工事の内容はとの問いに、コンクリート路面を掘削し、吸出し防止材と共に埋め戻しをした後に、経過観察をしながら対応していくとの回答でした。

農業人材強化総合支援事業補助金でトラクターを購入する理由はとの問いに、補助事業の中にトラクター研修や農産物を活用した加工品開発によって多角化を促進する目的があるため今回は味噌作り講習と合わせた。備品整備として活用していくとの回答でした。

土木費でCADシステムを新たに購入する理由はとの問いに、現在の登記事業で使用しているCADシステムは無料版のものを使用しており、業務効率に支障が出ている。今後登記事業以外にも使用する頻度も上がることから導入するとの回答でした。

購入する備品と、設備の規模や金額の感覚が住民ニーズと合っているかとの問いに、備品の購入や設備の導入を検討する際にはしっかりと精査をしていくとの回答でした。

議案第46号、令和3年度生坂村営バス特別会計補正予算（第2号）。

この予算案は規定額に805千円を追加し、総額を35,555千円とする補正予算です。採決の結果、原案の通り全員賛成、可とすべきと決定しました。

主な質疑は、修繕費用の内容および現在のバスの台数はとの問いに、バスの台数は緊急対応を含めて5台あり、そのうちの1台がオーバーヒート気味のため、追加の修繕費用が必要になったとの回答でした。

新しいバスを購入するための補助事業および運行体制等の検討状況はとの問いに、環境に配慮したEVバス等の補助事業も含めて検討はしており、自主交通合理化対策事業での話し合いも含めて引き続き検討していくとの回答でした。

議案第48号、令和3年度生坂村簡易水道特別会計補正予算(第2号)。

この予算案は規定額に1,806千円を追加し、総額を107,182千円とする補正予算です。採決の結果、原案の通り全員賛成、可とすべきと決定しました。

主な質疑は、維持管理費内の新設負担金他の内容は問いに、小舟地区の消火栓移設工事に伴う県からの保証金と水道管修理の材料費を併せたものとの回答でした。

議案第50号、令和3年度生坂村農業集落排水特別会計補正予算(第1号)。

この予算案は規定額1,000千円を追加し、総額を89,700千円とする補正予算です。採決の結果、原案の通り全員賛成、可とすべきと決定しました。

以上、総務建経常任委員会審査報告を終わります。

○議長(太田讓君) 総務建経常任委員長の報告を終わります。総務建経常任委員長の報告について質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

○議長(太田讓君) なければ次に、社会文教常任委員長 藤澤議員。

○2番(藤澤幸恵君) 議長。

○議長(太田讓君) 藤澤議員。

○2番(藤澤幸恵君) 委員長報告をいたします。

生坂村議会議長、太田讓殿。社会文教常任委員長、藤澤幸恵。12月8日本会議で社会文教常任委員会に付託された案件について、12月14日に委員会を開催いたしましたので、その結果を報告いたします。審査の経緯、経過について申し上げます。社会文教常任委員会は、この14日午前10時から委員4名が出席し開催いたしました。村長、副村長に出席をいただきまして、傍聴者に議員4名、説明者には教育長、教育次長、健康福祉課長、住民課長、関係係長4名で詳細に説明を受け質疑を行いました。

議案第44号、生坂村(国民)健康保険税条例の一部を改正する条例案。

この条例案は、国民健康保険の被保険者に関わる基礎課税額および後期高齢者支援課税額の被保険者均等割額の世帯の区分に応じ、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から国・地方の取り組みとして国保制度において子供の均等割保険料の軽減をそれぞれ未就学児一人について定めるもので、施行は令和4年4月からとなり、現在生坂村では11世帯16名が対象となります。特に意見はなく、全員賛成、可とすべきと決定しました。

次に、議案第45号、令和3年度生坂村一般会計補正予算(第4号)。

この補正予算は、既定の歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ94,667千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,259,473千円とするもので、社会文教常任委員会部分について、全員賛成、可とすべきと決定いたしました。

主な内容と意見をお伝えします。

住民課関係では、子育て世帯への臨時特別給付金について、新型コロナウイルス感染症の長期化で影響を受けている児童を養育している方の年収が児童手当の所得制限限度額を超える世帯を除き、0歳から高校3年生までの子供一人当たり10万円相当の給付との説明に、国の動向にもよるが中学生までへの子供への現金10万円一括給付はできないかとの議会からの提案に、事務的・準備的も含め検討するとの回答。

健康福祉課関係では、老人福祉費で高齢者生活福祉センターの給湯器の修繕。

伝染病予防費では、新型コロナウイルスワクチンの3回目接種についての委託料の計上に合わせて、ワクチンの供給状況と接種予約の方法とスケジュールの説明がありました。

また接種済証についてスマホで管理ができるのかという質問に対し、マイナンバーカードを持っている方は可能になるとの回答でした。

教育委員会関係では、学校管理費でコロナ感染症対策として小学校にサーキュレーターと消毒用アルコール、中学校に加湿器の購入。

また児童用AEDに対する効果について検証し、適正に対処するよう意見が出されました。

次に、議案第47号、令和3年度生坂村福祉センター特別会計補正予算（第1号）。

この補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,669千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ93,331千円とするもので、意見として村内で飲食をする場所はやまなみ荘がメインであり、繰入はいたし方ないが経営改善や営業の工夫について意見が出された。また、建物の老朽化に対する計画の進捗状況に対する質問に、なるべく早く進められるよう計画をしていきたいとの回答。全員賛成、可とすべきと決定しました。

次に、議案第49号、令和3年度生坂村(国民)健康保険特別会計補正予算（第1号）。

この補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,374千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、270,474千円とするもので、主な内容として、出産育児一時金1名分と令和2年度給付費返還金ということで、特に意見はなく、全員賛成、可とすべきと決定しました。

次に、議案第51号、令和3年度生坂村介護保険特別会計補正予算（第1号）。

この補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,958千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ313,358円とするもので、主な内容として、令和2年度保険者給付費等交付金の精算による返還ということで、特に意見はなく、全員賛成、可とすべきと決定しました。

以上、社会文教常任委員会委員長報告といたします。

○議長（太田譲君） 社会文教常任委員長の報告を終わります。社会文教常任委員長の報告について質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

---

## ◎討 論

○議長（太田譲君） なければ次に、討論に入ります。

ただ今、委員長報告のありました議案第42号と議案第43号の事件案2件、議案第44号条

例案 1 件、議案第 45 号から議案第 51 号までの補正予算案 7 件、併せて 10 件について一括して討論のある方の発言を許します。

○議長（太田譲君） 反対討論はありませんか。

[声なし]

○議長（太田譲君） 反対討論は無いようですので、賛成討論を省略し討論を終結いたします。

---

### ◎採 決

○議長（太田譲君） これより採決に入ります。

議案第 42 号「建設工事請負変更契約の締結について（村道 2 級 10 号線 込地）」を採決します。議案第 42 号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（太田譲君） 挙手全員です。よって、議案第 42 号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（太田譲君） 次に、議案第 43 号「生坂村若者コミュニティセンターの指定管理者の指定について」を採決します。議案第 43 号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（太田譲君） 挙手全員です。よって、議案第 43 号は、原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（太田譲君） 次に、議案第 44 号「生坂村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案」を採決いたします。議案第 44 号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（太田譲君） 挙手全員です。よって、議案第 44 号は、原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（太田譲君） 次に、議案第 45 号「令和 3 年度生坂村一般会計補正予算（第 4 号）」を採決します。議案第 45 号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（太田譲君） 挙手全員です。よって、議案第 45 号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（太田譲君） 次に、議案第 46 号「令和 3 年度生坂村営バス特別会計補正予算（第 2 号）」を採決します。議案第 46 号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（太田譲君） 挙手全員です。よって、議案第46号は、原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（太田譲君） 次に、議案第47号「令和3年度生坂村福祉センター特別会計補正予算（第1号）」を採決します。議案第47号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（太田譲君） 挙手全員です。よって、議案第47号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（太田譲君） 次に、議案第48号「令和3年度生坂村簡易水道特別会計補正予算（第2号）」を採決します。議案第48号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（太田譲君） 挙手全員です。よって、議案第48号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（太田譲君） 次に、議案第49号「令和3年度生坂村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」を採決します。議案第49号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（太田譲君） 挙手全員です。よって、議案第49号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（太田譲君） 次に、議案第50号「令和3年度生坂村農業集落排水特別会計補正予算（第1号）」を採決します。議案第50号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（太田譲君） 挙手全員です。よって、議案第50号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（太田譲君） 次に、議案第51号「令和3年度生坂村介護保険特別会計補正予算（第1号）」を採決します。議案第51号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（太田譲君） 挙手全員です。よって、議案第51号は原案のとおり可決することに決定しました。

### ◎議事日程の追加

○議長（太田譲君） お諮りします。お手元に配布してある日程のほかに、本日、理事者より追加提案されている議案第52号「令和3年度生坂村一般会計補正予算（第5号）」と、「議員派遣の件」を追加したいと思います。ご異議ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（太田譲君） 異議なしと認めます。 よって、議案1件と 議員派遣の件を日程に追加します。追加日程を配布しますので、しばらくお待ちください。

※事務局配布

---

### ◎追加議案の提案理由の説明

○議長（太田譲君） ここで、理事者より追加議案提案理由の説明を求めます。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 12月定例会最終日の委員長報告及び採決等でお疲れのところ、申し訳ございませんが、追加議案のご審議をお願い申し上げます。

議案の説明に付きましては、10日にお願いしました今冬の灯油など、燃料費の高騰によります購入助成として、全村民の皆さんに一人当たり3,000円の補助と、14日に議会からご提言がございました18歳以下の子育て世帯への臨時特別給付金10万円を年内に一括給付を始めるための補正予算案1件でございます。

議案第52号、令和3年度生坂村一般会計補正予算【第5号】

この予算案は、既定額に16,368千円を追加し、総額を2,275,841千円とする補正予算であります。主な内容は、歳入で地方交付税5,361千円、国庫支出金11,007千円を増額いたします。歳出では、総務費5,360千円、民生費11,008千円を増額する補正であります。

以上の議案でございます。よろしくご審を議賜りますようお願い申し上げ、議案の説明とさせていただきます。

○議長（太田譲君） 提案理由の説明が終わりました。

---

### ◎議案第52号

○議長（太田譲君） 追加日程1、議案第52号「令和3年度生坂村一般会計補正予算（第5号）」を議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） [総務課長 藤澤正司君 朗読説明]

[要旨] 原油価格と高騰対策補助事業に係る経費、報酬役務費、負担金補助および交付金

○住民課長（眞島弘光君） 議長。

○議長（太田譲君） 住民課長。

○住民課長（眞島弘光君） [住民課長 眞島弘光君 朗読説明]

[要旨] 子育て世帯への臨時特別給付金一括給付にさせていただくことと、それに伴う郵送料および交付金の計上

○議長（太田譲君） 以上で、議案の朗読説明を終わります。ここで、暫時休憩をいたします。全員協議会を行いますので第3会議室へお集まりください。

[暫時休憩 午前 10時36分～11時00分]

---

#### ◎質疑・討論

○議長（太田譲君） 再開します。議案第52号について、質疑・討論に入ります。質疑・討論のある方の発言を許します。はじめに、質疑はありませんか。

[声なし]

○議長（太田譲君） 次に討論はありませんか。

[声なし]

○議長（太田譲君） 反対討論は無いようですので、賛成討論を省略し討論を終結いたします。

---

#### ◎採 決

○議長（太田譲君） これより採決に入ります。議案第52号「令和3年度生坂村一般会計補正予算（第5号）」を採決します。議案第52号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（太田譲君） 挙手全員です。よって、議案第52号は原案のとおり可決することに決定しました。

---

#### ◎議員派遣の件

○議長（太田譲君） 追加日程2、議員派遣の件を議題にします。お諮りします。会議規則第129条第2項の規定により、お手元に配布したとおり議員を派遣したいと思いま

す。ご異議ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（太田譲君） 異議なしと認め、配布のとおり議員を派遣することに決定しました。

---

#### ◎継続審査の申出

○議長（太田譲君） 日程 3、閉会中の継続審査及び調査の申し出についてを議題にします。

お手元に配布のとおり、それぞれの委員長から閉会中の継続審査及び審査の申し出がありました。会議規則第 74 条の規定により、これを許可することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（太田譲君） 異議なしと認め、議会運営委員長 平田議員、総務建経常任委員長 望月一将議員、社会文教常任委員長 藤澤議員から申し出のありました閉会中の継続審査及び調査を許可することに決定しました。

---

#### ◎村長挨拶

○議長（太田譲君） 以上で、本日の日程はすべて終了しました。これで本日の会議を閉じます。ここで、村長の挨拶を求めます。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） それでは、令和 3 年第 4 回生坂村議会 12 月定例会の閉会にあたり、御礼のご挨拶を申し上げます。8 日から始まり 9 日間の日程の 12 月定例会でございましたが、慎重にご審議を賜り、すべての議案を原案のとおりご採択くださり、誠にありがとうございました。

さて、今年度の特別交付税 12 月交付分の額が決定となりました。当村は、20,119 千円で前年度対比 58.0%、27,765 千円の減額となりました。減額の要因は、草尾上野ぶどう畑の有害野生獣進入防止柵の設置事業が終了し算定されなかったことと、災害復旧関係の算定が大きく減額したことなどによるものでございます。

しかし、今定例会までの留保額に特別交付税の 20,119 千円を加えますと、171,894 千円の留保額になりますし、当初に財政調整基金 65,000 千円の繰入を見込みましたが、今定例会で 23,762 千円を減額し、残りは 41,238 千円となっております。

また、地域振興基金の繰入額 35,000 千円がありますが、今年度 3 月の特別交付税を見込みますと、今年度も留保分を基金に戻しても基金の積立と繰上償還をすることができると考えているところでございます。

そして、今月 21 日に令和 4 年度予算編成会議を行います。政府は来年度、地方の安定

的な財政運営に必要となる地方交付税を含む一般財源の総額について、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保し充実することとしております。

そういう中、当村の来年度の予算編成では、生坂村第6次総合計画を根幹に、いくさか村づくり計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、知恵を出し創意工夫をして、引き続き経費の節減と合理化に努めながら、村民の皆さんのニーズに応えられる施策の推進を図り、将来の見通しを充分考慮した有効で効果的な予算配分に努めてまいります。

来年1月からそれぞれの運営協議会・運営委員会等でも来年度の事業、予算についてご審議いただき、その結果も反映させ、村民の皆さんのご理解とご協力もいただき、それらの目標の実現に向けた取組も推進していきたいと考えております。それらに加え、地区担当職員は、地区の課題の把握に努め課題解決や活性化に向けて、「地域発 元気づくり支援金」や「絆づくり支援金」等による事業検討も行ってまいります。

やまなみ荘は、新型コロナウイルス感染防止対策を講じて年末年始の通常営業を行います。忘新年会プランに12月30日から1月3日までは「竹炭湯」の提供などもございますので、多くの皆さんにご利用いただきます様に、議員各位もご支援ご協力をよろしくお願いをいたします。第6次総合計画の将来像は、「確かな暮らしを明日につなぎ 明るく 健やかに生きる村」であります。キャッチフレーズは、「新たな発想で 未来を創り出し 人と自然が輝く いくさか」でございます。村民の皆さんの英知を結集し、新たな発想で活力ある村づくりを進め、地域と村が元気になり、明るく健やかな生坂村を創り出すために、村民の皆さんのご理解ご協力をお願いしますとともに、議員各位のご指導ご支援をお願いする次第でございます。

議員各位をはじめ村民の皆さんには、今年も残りわずかでございますが、健康にご留意なされ、良いお年を迎えられますことをご祈念申し上げ、閉会に当たりましての御礼の挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

---

### ◎閉会の宣告

○議長（太田譲君） 本定例会に付された諸案件につきまして、慎重審議をいただいたことに對し、深く感謝いたします。

以上をもちまして、令和3年第4回生坂村議会定例会を閉会とします。

なお、この後11時15分から全員協議会を再開しますので、第2会議室にお集まりください。

○議長（太田譲君） 起立。礼。 大変ご苦勞様でした。

〔閉会 午前 11時08分〕

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和3年12月16日

議長 八田 譲

署名議員 藤澤 幸恵

署名議員 藤原 良司